

令和7年度
第2回近畿地方整備局 総合評価委員会

近畿地方整備局
令和7年12月22日

総合評価落札方式における 評価基準の見直し等について(工事)

**近畿地方整備局
令和7年12月**

総合評価落札方式における評価基準の見直し等

1. 総合評価における基準等の見直し
評価項目・配点の見直し
「地域内工事の実績」評価基準見直し（本官工事）
2. 技術提案評価型（WTO）について
テーマ数・段階選抜方式の運用の見直し
3. 各種試行タイプの評価
各種試行タイプについて目的の達成度、工事成績への影響、受発注者からの意見等の観点からPDCAサイクルに基づく検証を実施。
※今回は、『地域密着防災担い手タイプ』、『若手・女性チャレンジタイプ』でPDCAを実施
4. SI技術向上提案評価の運用について
評価基準等の運用・試行工事について
5. その他
監理（主任）技術者の交代要件の緩和（報告）
監理（主任）技術者の配置変更（報告）

1. 総合評価における基準等の見直し

1. 総合評価項目の分類整理

- ・同一評価項目の中に異なる分類が混在しているため、**分類を再整理**
- ・**政策誘導に特化した評価項目は除外**（インターン受け入れ、現場見学会開催）
- ・当該工事での取組と過去の取組実績は分離して評価

2. 同種実績、成績、表彰（本省ガイドラインの**必須項目**）の割合・配点の見直し

- ①「企業の施工能力」に占める**必須項目**の配点割合を他地整並に引き上げ
■現運用 → 44%（11点/25点）
■見直し案 → 60%（15点/25点）
- ②「企業の施工能力」と「技術者の能力」の**必須項目**の配点合計が概ね同じとなるよう配分
■現運用 → 企業の施工能力：技術者の能力 = 11点 : 13点
■見直し案 → 企業の施工能力：技術者の能力 = 15点 : 14点
- ③**必須項目**の各配点について、本省ガイドラインに示されている配点と整合
→ 本省ガイドライン 同種実績：成績：表彰 = 8点 : 8点 : 4点 ※ 2:2:1
■現運用 → 同種実績：成績：表彰 = 【企業】4点 : 4点 : 3点 【技術者】6点 : 5点 : 2点
■見直し案 → 同種実績：成績：表彰 = 【企業】6点 : 6点 : 3点 【技術者】6点 : 6点 : 2点

3. その他

- ①各建設業団体の意見も参考に企業重視は継続
【企業の施工能力（25点） 技術者の能力（15点）】

1. 総合評価における基準等の見直し

1. 総合評価項目の分類整理

- 同一評価項目の中に異なる分類が混在しているため、**分類を再整理**
- 政策誘導に特化した評価項目は除外（インターン受け入れ、現場見学会開催）**
- 当該工事での取組と過去の取組実績は分離して評価

分 類	評価項目
1. 品質確保	①施工能力 <ul style="list-style-type: none">・同種性の高い実績、工事成績評定の平均点、・表彰(優良工事、優秀企業認定、Co構造物品質、下請企業)・社会条件に配慮した工事の実績・ISO認証取得
	②生産プロセス高度化能力 <ul style="list-style-type: none">・新技術等の活用(新技術、ICT)・インフラDX取組(ICT実績、インフラDX大賞、インフラDX認定)
	③技術者の能力 <ul style="list-style-type: none">・技能者等の配置 (現場従事技能者、Co構造物品質コンテスト受賞者 河川維持管理技術者等、地すべり防止工事士)
	③技術者の能力(配置予定技術者) <ul style="list-style-type: none">・監理(主任)技術者等としての同種工事の経験・同種性の高い経験・同種工事の成績・CPD
2. 地域精通度	④円滑な施工 <ul style="list-style-type: none">・地域内工事の実績
3. 地域課題	⑤社会資本整備・管理に資する取組 <ul style="list-style-type: none">・災害協定の締結・BCP認定・災害活動に対する表彰・感謝状
	⑥環境負荷低減の取組 <ul style="list-style-type: none">・近畿建設リサイクル表彰
4. 政策推進	⑦担い手確保など <ul style="list-style-type: none">・現場見学会の開催・インターンシップ受け入れ

1. 総合評価における基準等の見直し

2. 同種実績、成績、表彰（本省ガイドラインの必須項目）の割合・配点の見直し

① 「企業の施工能力」に占める必須項目の配点割合を他地整並に引き上げ

■現運用 → 44% (11点/25点)

■見直し案 → 60% (15点/25点)

■「企業の施工能力」の配点

【現運用】

評価項目		配点	
同種性の高い施工実績		4	4
当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点		4	4
表彰（認定）			
優良工事等施工者表彰		4	4
コンクリート構造物品質コンテスト表彰（企業）		4	4
下請企業表彰		最大3	最大3
近畿建設リサイクル表彰		最大3	最大3
インフラDX大賞（本省）		最大3	最大3
インフラDX認定		最大3	最大3
工事成績優秀企業認定		最大3	最大3
有用な新技術の活用		1	最大2
ICT施工技術の活用【施工者希望Ⅰ型（As）のみ記載】		2※	2※
現場従事技能者の配置			
コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置		最大3	－
ISO9000シリーズの認証取得		－	1
地域内工事の実績		3	3
災害協定の締結		1	1
建設業事業継続計画（BCP）認定		1	1
災害活動に対する表彰・感謝状		最大2	最大2
社会条件に配慮した工事の実績		最大3	最大3
地域課題における独自の取り組み		最大2	最大2
ICT工事の取組			
現場見学会の開催実績			
インターナンシップ等の受け入れ実績			
河川維持管理技術者または河川点検士の活用			
地すべり防止工事士の活用			
競売入札妨害や建設業法違反等による減点			

【見直し案】

【技能者等の配置】
有り：左欄／無し：右欄

評価項目		配点	
同種性の高い施工実績		6	6
当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点		6	6
施工能力			
表彰（認定）			
優良工事等施工者表彰		最大3	最大3
工事成績優秀企業認定		最大3	最大3
コンクリート構造物品質コンテスト表彰（企業）		最大3	最大3
下請企業表彰		最大1	最大2
社会条件に配慮した工事の実績		最大1	最大2
ISO9000シリーズの認証取得		－	1
新技術等の活用			
有用な新技術の活用			
ICT施工技術の活用【施工者希望Ⅰ型（As）のみ記載】		最大1	最大2
現場従事技能者の配置			
ICT工事の取組実績			
インフラDX等の取組			
インフラDX大賞（本省）		最大1	最大1
インフラDX認定			
技術者の能力			
技能者等の配置			
地域精通度			
円滑な施工			
地域内工事の実績			
地域課題の取組			
整備・社会資本低負荷環境			
※以下から2項目選択			
災害協定の締結			
建設業事業継続計画（BCP）認定			
災害活動に対する表彰・感謝状			
近畿建設リサイクル表彰			

競売入札妨害や建設業法違反等による減点

※ ■ : 配点を上げた項目 ■ : 配点を下げた項目

1. 総合評価における基準等の見直し

2. 同種実績、成績、表彰（本省ガイドラインの必須項目）の割合・配点の見直し

② 「企業の施工能力」と「技術者の能力」の必須項目の配点合計が概ね同じとなるよう配分

■現運用 → 企業の施工能力：技術者の能力 = 11点 : 13点

■見直し案 → 企業の施工能力：技術者の能力 = 15点 : 14点

③ 必須項目の各配点について、本省ガイドラインに示されている配点と整合

→ 本省ガイドライン 同種実績：成績：表彰 = 8点 : 8点 : 4点 ※ 2:2:1

■現運用 → 同種実績：成績：表彰 = 【企業】4点 : 4点 : 3点 【技術者】6点 : 5点 : 2点

■見直し案 → 同種実績：成績：表彰 = 【企業】6点 : 6点 : 3点 【技術者】6点 : 6点 : 2点

■「企業の施工能力」と「技術者の能力」の本省GL必須項目（同種実績、成績、表彰）の配点

【現運用】

分類	評価項目	配点	
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	4	4
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	4	4
	優良工事等施工者表彰		
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（企業）		
	下請企業表彰	最大3	最大3
	近畿建設リサイクル表彰		
	インフラDX大賞（本省）		
	インフラDX認定		
配置予定技術者の能力	工事成績優秀企業認定		
	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	3	3
配置予定技術者の能力	同種性の高い施工経験	3	3
	同種工事の経験についての工事成績評定点	5	5
	技術者表彰	2	2

11点

13点

分類	評価項目	配点	
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	6	6
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	6	6
	優良工事等施工者表彰		
	工事成績優秀企業認定		
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（企業）		
	下請企業表彰		
	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	3	3
	同種性の高い施工経験	3	3
配置予定技術者の能力	同種工事の経験についての工事成績評定点	6	6
	技術者表彰	2	2

15点

14点

【技能者等の配置】
有り：左欄／無し：右欄

※ ■配点を上げた項目

1. 総合評価における基準等の見直し

3. その他

①各建設業団体の意見も参考に企業重視は継続 【企業の施工能力（25点） 技術者の能力（15点）】

■ 施工能力評価型の配点

【現運用】

分類	評価項目		配点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	4	4
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	4	4
	表彰（認定）	最大3	最大3
	有用な新技術の活用	1	最大2
	ICT施工技術の活用【施工者希望I型のみ記載】	2*	2*
	現場従事技能者の配置	最大3	—
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	—	1
	ISO9000シリーズの認証取得	—	—
	地域内工事の実績	3	3
	災害協定の締結	—	1
	建設業事業継続計画（BCP）認定	1	1
	災害活動に対する表彰・感謝状	最大2	最大2
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3	最大3
	地域課題における独自の取り組み	最大2	最大2
配置予定技術者の能力	競売入札妨害や建設業法違反等による減点		
	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	3	3
	同種性の高い施工経験	3	3
	同種工事の経験についての工事成績評定点	5	5
	技術者表彰	2	2
	継続学習制度（CPD）	2	2
	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	2*	2*



【見直し案】

分類	評価項目		配点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	6	6
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	6	6
	表彰（認定）	最大3	最大3
	社会条件に配慮した工事の実績	最大1	最大2
	ISO9000シリーズの認証取得	—	1
	新技術等の活用	最大1	最大2
	ICT施工技術の活用【施工者希望I型（As）のみ記載】		
	ICT工事の取組実績		
	インフラDX等の取組	最大1	最大1
	インフラDX大賞（本省）		
	インフラDX認定		
	現場従事技能者の配置		—
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置		
	河川維持管理技術者または河川点検士の活用		
	地すべり防止工事士の活用		
地域精通度	地域内工事の実績	2	2
	地域課題の取組	最大2	最大2
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点		
配置予定技術者の能力	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	3	3
	同種性の高い施工経験	3	3
	同種工事の経験についての工事成績評定点	6	6
	技術者表彰	2	2
	継続学習制度（CPD）	1	1
	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	1*	1*

*I-CON活用工事のみ記載

* ■ : 配点を上げた項目 ■ : 配点を下げた項目

1. 総合評価における基準等の見直し

■技術提案評価型(S3)の配点

1. 同種実績、成績、表彰（本省ガイドラインの必須項目）の割合・配点の見直し

① 「施工能力等」と「技術提案」の配点は本省ガイドラインに示されている配点を踏襲

→ 「施工能力等」 30点
「技術提案」 30点 ※現運用と同じ

② 「企業の施工能力」に占める必須項目の配点割合は現運用を基本に、本省ガイドラインに示されている配点との整合（③で説明）も考慮

■現運用 → 73% (11点/15点)
■見直し案 → 67% (10点/15点)

③ 必須項目の各配点について、本省ガイドラインに示されている配点と整合

→本省ガイドライン 同種実績：成績：表彰 = 6点：6点：3点 ※2:2:1

■現運用 → 同種実績：成績：表彰 = 【企業】4点：4点：3点 【技術者】6点：5点：2点

■見直し案 → 同種実績：成績：表彰 = 【企業】4点：4点：2点 【技術者】6点：6点：2点

1. 総合評価における基準等の見直し

■技術提案評価型(S3)の配点

【現運用】

分類	評価項目		配点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	4	4
	国交省等発注の同種工事実績の工事成績評定点	4	4
	表彰（認定）	最大3	最大3
	有用な新技術の活用	1	最大2
	ICT施工技術の活用【施工者希望I型のみ記載】	2※	2※
	現場従事技能者の配置	最大3	－
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	－	1
	ISO9000シリーズの認証取得	－	1
	地域内工事の実績	－	－
	災害協定の締結	－	－
	建設業事業継続計画（BCP）認定	－	－
	災害活動に対する表彰・感謝状	－	－
	社会条件に配慮した工事の実績	－	－
	地域課題における独自の取り組み	－	－
配置予定技術者の能力	競売入札妨害や建設業法違反等による減点		
	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	3	3
	同種性の高い施工経験	3	3
	同種工事の経験についての工事成績評定点	5	5
	技術者表彰	2	2
	継続学習制度（CPD）	2	2
舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	2※	2※

※I-CON活用工事のみ記載

分類	評価項目	配点	加算点
技術提案	指定テーマ 工事目的物の性能・機能の向上に関する事項	30	30点

【見直し案】

分類	評価項目		配点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	4	4
	国交省等発注の同種工事実績の工事成績評定点	4	4
	表彰（認定）	最大2	最大3
	社会条件に配慮した工事の実績	－	－
	ISO9000シリーズの認証取得	－	1
	新技術等の活用	有用な新技術の活用	最大1
	ICT施工技術の活用【施工者希望I型（As）のみ記載】	ICT施工技術の活用【施工者希望I型（As）のみ記載】	最大2
	ICT工事の取組実績	－	－
	インフラDX等の取組	インフラDX大賞（本省）	最大1
	インフラDX認定	インフラDX認定	最大1
	技術者の能力	現場従事技能者の配置 コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置 河川維持管理技術者または河川点検士の活用 地すべり防止工事士の活用	最大3
	地域精通度	円滑な施工	－
	地域課題の取組	地域内工事の実績	－
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点		
配置予定技術者の能力	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	3	3
	同種性の高い施工経験	3	3
	同種工事の経験についての工事成績評定点	6	6
	技術者表彰	2	2
	継続学習制度（CPD）	1	1
	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	1※	1※

※ ■ : 配点を上げた項目 ■ : 配点を下げた項目

分類	評価項目	配点	加算点
技術提案	指定テーマ 工事目的物の性能・機能の向上に関する事項	30	30点

1. 総合評価における基準等の見直し【地域内工事の実績】

- 分任官工事と本官工事の入札に参加する企業の営業規模の違いを考慮し、本官工事における「**地域内工事の実績**」で評価する対象地域を拡大する。

※対象が本官工事で限定的のため総合評価委員会後、速やかに適用

○地域内工事の実績（本官工事）

変更前

評価項目	評価基準	配点
地域内工事の実績	元請けとして完成し、引渡しが完了した当該工事実施市町村内又は府県内での工事実績 ※宮繕工事、土木宮繕工事を除く	3

加算点の評価方法

- ・元請けとして完成し、引渡しが完了した当該工事と同じ市町村の場合、3点。
- ・元請けとして完成し、引渡しが完了した当該工事と同じ府県の場合、1.5点。
- ・対象は、国土交通省・他省庁・特殊法人等・地方公共団体・地方道路公社・日本下水道事業団の工事。

変更後

□ 発注者毎の評価から、施工場所での評価に変更

評価項目の見直し（赤字）

評価項目	評価基準	配点
地域内工事の実績	元請けとして完成し、引渡しが完了した当該工事実施府県内又は近畿地整管内での工事実績 ※宮繕工事、土木宮繕工事を除く	2

加算点の評価方法

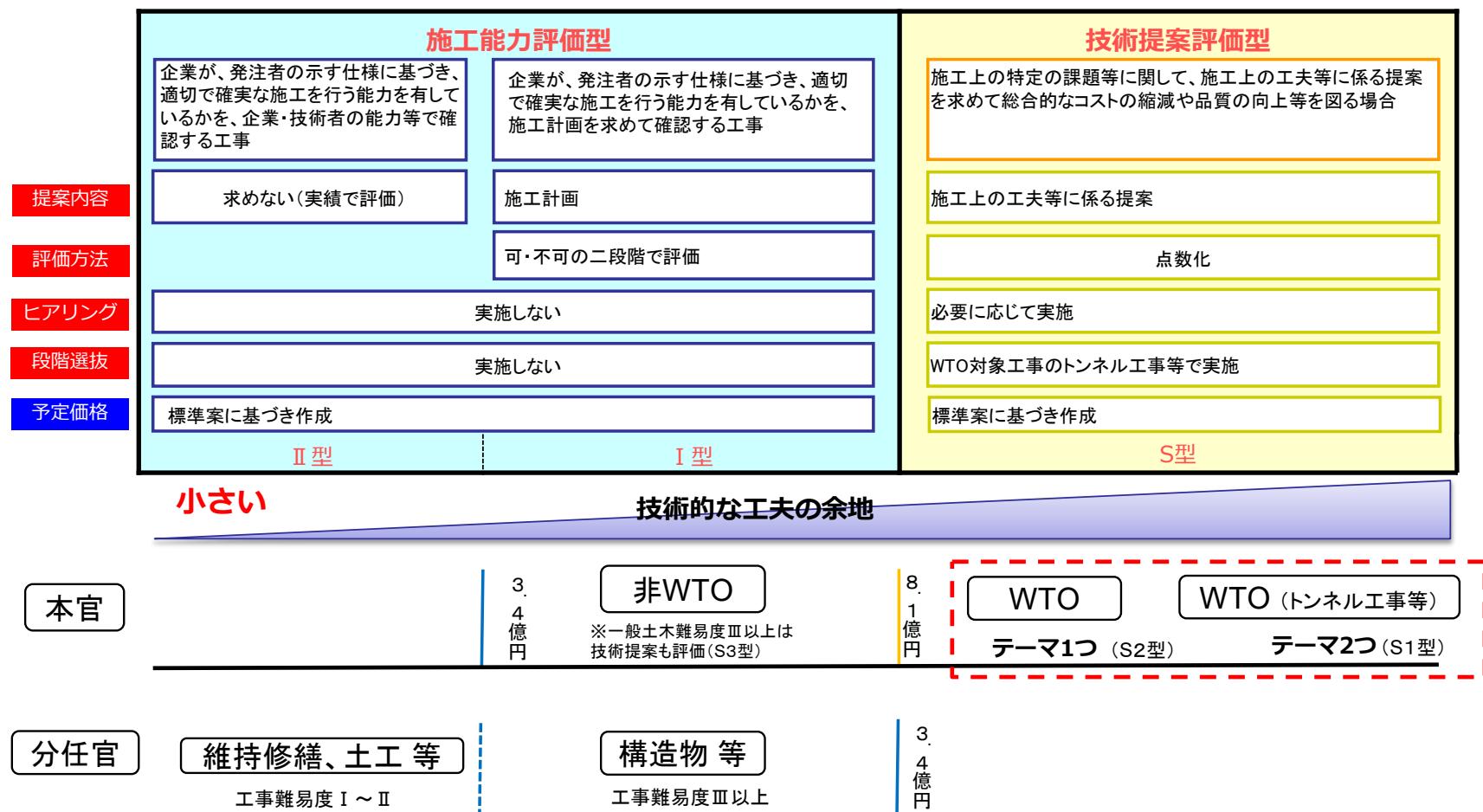
- ・元請けとして完成し、引渡しが完了した当該工事と同じ府県の場合、2点。
- ・元請けとして完成し、引渡しが完了した当該工事と同じ近畿地整管内※の場合、1点。
- ・対象は、国土交通省・他省庁・特殊法人等・地方公共団体・地方道路公社・日本下水道事業団の工事。
※施工箇所が三重県の場合は、対象に三重県を含む

2. 技術提案評価型（WTO）について

■ 総合評価落札方式のタイプ

国土交通省直轄工事における
総合評価落札方式の運用ガイドラインより

品質の求め方は、**企業と技術者の施工能力（実績・経験）**を求めて評価する**施工能力評価型**、参加者から各工事で定めたテーマの**技術提案評価型**がある。



2. 技術提案評価型（WT0）について

■技術提案評価型【段階的選抜方式】の現運用

対象工事

- 工事種別は、WT0対象工事（一般土木工事）
- 入札参加者が10者以上見込まれる一般土木工事が対象

審査

《一次審査》

- 一次審査は、WL B関連認定制度の認定有無、「労務費見積り尊重宣言」の有無、カーボンニュートラルに関する取組実績および技術提案（20点）等で評価
- 技術提案の優れた上位6者「通常選抜者」に2者の「追加選抜者」を加えた8者を選抜
- 「追加選抜者」による選抜は、非選抜回数と同種工事における受注件数により選抜

《二次審査》

- 二次審査は、一次審査でのWL B関連認定制度の認定有無、「技術提案」評価点に技術提案（40点）及び賃上げ評価を加えた合計点で審査

2. 技術提案評価型(WTO)について

■各種建設業団体からの意見（段階選抜）

- 技術提案コストの増大、公告から工事着手までに時間を要す（企業能力（実績）評価の採用）
- 一次選抜者数の増

■テーマ数・段階選抜方式の見直し方針

- ◆ 選抜者数：業団体の意見を踏まえ、選抜者数を**8者から10者に変更**（本省ガイドラインの上限値）
- ◆ テーマ数
 - ・**発注規模が比較的小さい工事は**、技術提案コスト、受発注者の負担軽減及び手続き期間の短縮を目的に**1テーマを適用(S2)**
 - ・**発注規模が比較的大きい工事は**、比較的施工上の工夫の余地が大きいものと扱い、品質確保・向上を重視し、**2テーマを適用(S1)**
- ◆ 段階選抜
 - ・申請者数の傾向を踏まえ、**段階選抜はトンネル工事のうち、発注規模が比較的大きい工事のみ適用**
 - ・その他の工事については、基本的に適用しない。ただし、過去の類似工事の参加状況などを踏まえ、入札参加者が極めて多数となることが見込まれる場合は、適用可

2. 技術提案評価型(WTO)について

【S1(2テーマ)の適用】

■現運用

- トンネル工事
- 上記以外は施工上の工夫の余地の大きいもの

【段階選抜】

■現運用

対象工事

- 工事種別は、WTO対象工事（一般土木工事）
- 入札参加者が10者以上見込まれる一般土木工事が対象

審査

《一次審査》

- 一次審査は、WL B関連認定制度の認定有無、「労務費見積り尊重宣言」の有無、カーボンニュートラルに関する取組実績および技術提案（20点）等で評価
- 技術提案の優れた上位6者「通常選抜者」に2者の「追加選抜者」を加えた8者を選抜
- 「追加選抜者」による選抜は、非選抜回数と同種工事における受注件数により選抜

《二次審査》

- 二次審査は、一次審査でのWL B関連認定制度の認定有無、「技術提案」評価点に技術提案（40点）及び賃上げ評価を加えた合計点で審査

■見直し

- 発注規模が比較的大きい工事*

■見直し

対象工事

- 工事種別は、WTO対象のトンネル工事（発注規模が比較的大きい工事*）
- 上記以外は個別に判断

審査

《一次審査》

- 一次審査は、**技術提案（20点）**で評価
- 技術提案の優れた**上位10者**を選抜

《二次審査》

- 二次審査は、一次審査での「技術提案」評価点に技術提案（40点）及びWL B認定制度・労務費見積り尊重宣言・カーボンニュートラルに関する取組実績、賃上げ評価を加えた合計点で審査

*当面は概算金額40億円を目安に判断
物価上昇などを踏まえ、適宜見直し

2. 技術提案評価型(WTO)について

■段階選抜の評価項目

【現運用】

選抜者数:6者+追加選抜2者			
分類	評価項目	配点	
		通常選抜	追加選抜
技術提案(一次審査)	指定テーマ1 (a) 工事目的物の性能・機能の向上に関する事項	15点	15点
	指定テーマ1 (b) 生産性向上に関する事項	5点	5点
施工能力等 企業の施工能力	① WLB関連認定制度	1点	1点
	② 労務費見積り尊重宣言	1点	1点
	③ カーボンニュートラルに関する取組実績	1点	1点
	④ 段階的選抜工事における一次審査での非選抜回数 (追加選抜者 評価項目)	—	3点
	⑤ 同工種工事の受注件数 (追加選抜者 評価項目)	—	2点
合計:		23点	28点

削除

<二次審査>

分類	評価項目	配点	加算点
		一次審査	二次審査
技術提案 (一次審査)	指定テーマ1 (a) 工事目的物の性能・機能の向上に関する事項	15	—
	指定テーマ1 (b) 生産性向上に関する事項	5	—
技術提案 (二次審査)	指定テーマ2 (a) 工事目的物の性能・機能の向上に関する事項	—	30
	指定テーマ2 (b) 生産性向上に関する事項	—	10

分類	評価項目	配点	加算点
WLB関連認定制度	WLB関連認定制度で認定された企業等	1	1点
賃上げ評価	賃上げの実施を表明した企業等	4	4点

【見直し】

選抜者数:10者			
分類	評価項目	配点	加算点
		二次審査	
技術提案(一次審査)	指定テーマ1 (a) 工事目的物の性能・機能の向上に関する事項	15	20点
	指定テーマ1 (b) 生産性向上に関する事項	5	—

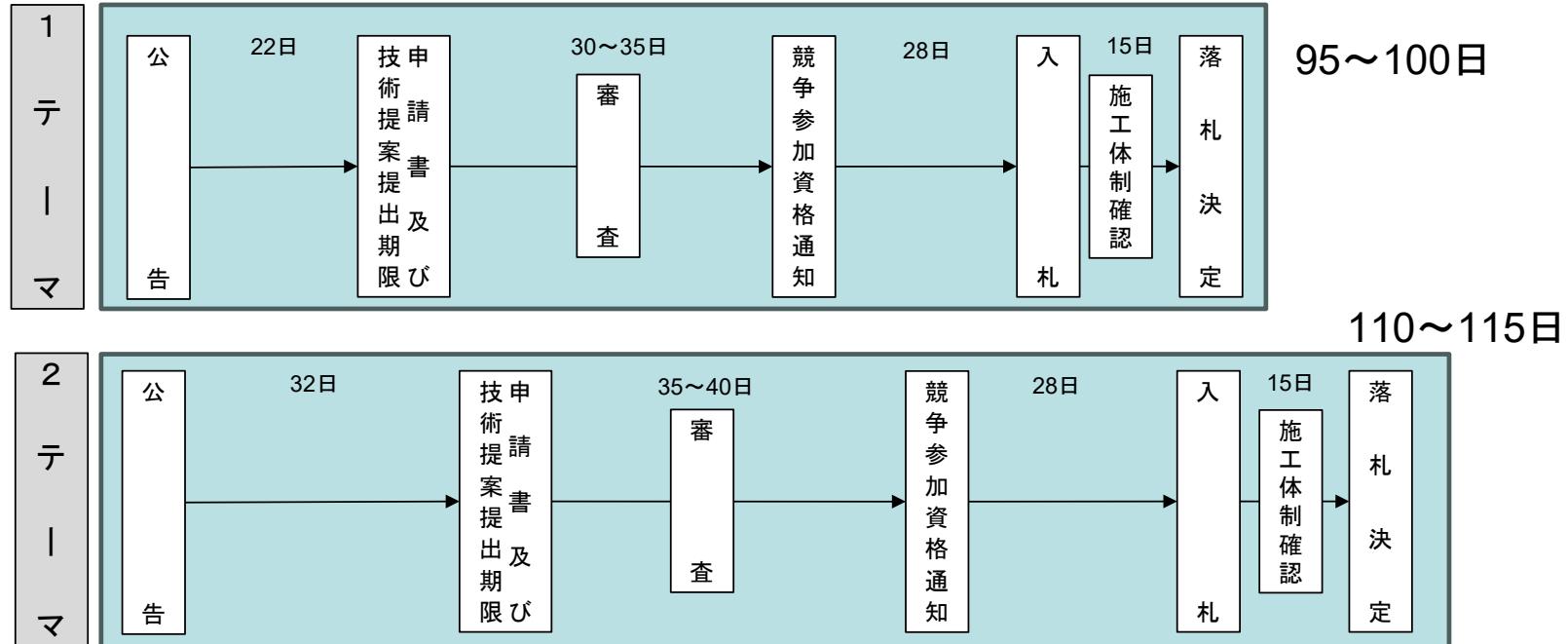
<二次審査>

分類	評価項目	配点	加算点
		一次審査	二次審査
技術提案 (一次審査)	指定テーマ1 (a) 工事目的物の性能・機能の向上に関する事項	15	—
	指定テーマ1 (b) 生産性向上に関する事項	5	—
技術提案 (二次審査)	指定テーマ2 (a) 工事目的物の性能・機能の向上に関する事項	—	30
	指定テーマ2 (b) 生産性向上に関する事項	—	10
分類		評価項目	
企業の施工能力		配点	
施工能力等 企業の施工能力	① WLB関連認定制度	1	—
	② 労務費見積り尊重宣言	1	3点
	③ カーボンニュートラルに関する取組実績	1	—
分類	評価項目	配点	
賃上げ評価	賃上げの実施を表明した企業等	4	4点

<参考>2. 技術提案評価型(WTO)について【手続き期間】

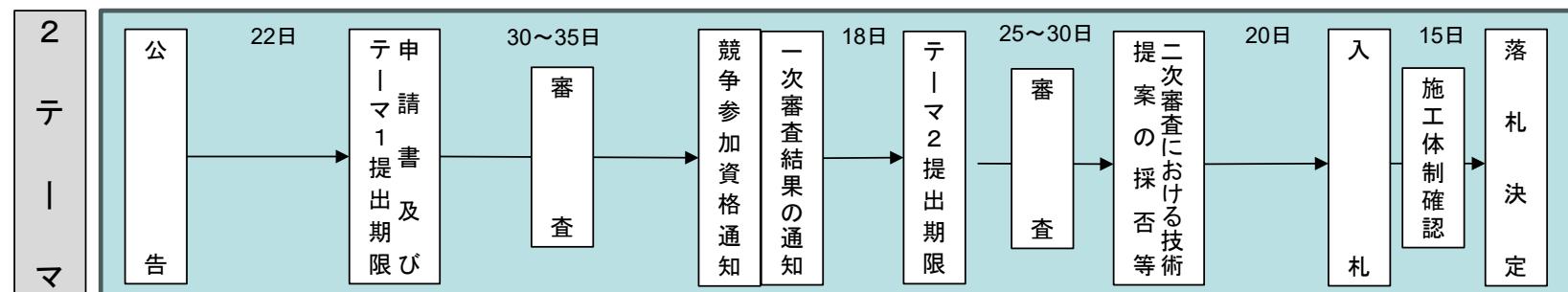
①通常方式

※1 日数は土日祝日除く



②段階選抜

130~140日



3. 各種試行タイプの評価

【施工能力評価型】

参入機会促進	担い手確保	品質確保	説明
①施工能力確認タイプ			技術点は付与せず、競争参加資格のみ審査する形式
②自治体実績評価Aタイプ ③自治体実績評価Bタイプ ④自治体実績評価型 (若手・女性技術者評価型)			実績・表彰等の評価以外の項目で評価する型式 若手または女性の技術者の現場登用を高く評価する型式
⑤地域密着防災担い手タイプ			企業の地域貢献・地域精通度を評価する型式
⑥電通 ⑦機械 ⑧営繕チャレンジタイプ			専門工事業において企業及び技術者要件を緩和した型式
	⑨若手・女性チャレンジタイプ		若手または女性の技術者の現場登用を高く評価する型式
	⑩現場従事技能者評価タイプ		企業の現場従事技能者の配置を評価する型式
負担軽減	⑫一括審査方式		複数工事を一つの技術評価項目で評価する型式
不調不落対策	(社会条件に配慮した工事)		社会条件に配慮した工事を完成させた企業に対してインセンティブを付与する形式

【技術提案評価型】

参入機会促進	担い手確保	品質確保	説明
		⑪新技術導入促進(Ⅱ)タイプ	新技術を活用する提案を評価する型式
負担軽減	⑫一括審査方式		複数工事を一つの技術提案で評価する型式
	⑬段階的選抜方式		技術提案評価により上位を絞り込み選抜する型式

3. 各種試行タイプの評価

②③自治体実績評価A・Bタイプ

【現運用】

分類	評価項目	配点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	-
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	-
	表彰（認定）	-
	有用な新技術の活用	最大2
	ICT施工技術の活用【施工者希望Ⅰ型のみ記載】	2*
	現場従事技能者の配置	最大2
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	-
	ISO9000シリーズの認証取得	-
	地域内工事の実績	-
	災害協定の締結	2
	建設業事業継続計画（BCP）認定	2
	災害活動に対する表彰・感謝状	最大2
	社会条件に配慮した工事の実績	-
	地域課題における独自の取り組み	-
	受注工事比率	最大5
配置予定技術者の能力	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	-
	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	-
	同種性の高い施工経験	-
	同種工事の経験についての工事成績評定点	-
	技術者表彰	-
	継続学習制度（CPD）	-
	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	-

*I-CON活用工事のみ記載

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	1点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

【見直し案】

【技能者等の配置】
有り：左欄／無し：右欄

分類	評価項目	配点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績 当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点 表彰（認定） 有用な新技術の活用 ICT施工技術の活用【施工者希望Ⅰ型のみ記載】 現場従事技能者の配置 コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置 ISO9000シリーズの認証取得 地域内工事の実績 災害協定の締結 建設業事業継続計画（BCP）認定 災害活動に対する表彰・感謝状 社会条件に配慮した工事の実績 地域課題における独自の取り組み 受注工事比率	- - - 最大2 2* 最大2 - - - - 2 2 最大2 - - - 最大5
	I-con活用工事の場合でも最大15点	
	同種性の高い施工実績 当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点 表彰（認定） 社会条件に配慮した工事の実績 ISO9000シリーズの認証取得	- - - - -
	有用な新技術の活用 新技術等のICT施工技術の活用 【施工者希望Ⅰ型（As）のみ記載】 ICT工事の取組実績 インフラDX等の取組 インフラDX大賞（本省） インフラDX認定	最大1 最大2 15点
	現場従事技能者の配置 コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置 河川維持管理技術者または河川点検士の活用 地すべり防止工事の活用	最大3 （-）
	地域精円滑な施工	地域内工事の実績
	地域課題の取組（3テーマ：災害協定、BCP、災害活動 各2点）	最大6
	※技能者等の配置が評価対象外の場合、災害協定、活動は3点	最大8
	受注工事比率	5 5
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	-
	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験 同種性の高い施工経験 同種工事の経験についての工事成績評定点 技術者表彰 継続学習制度（CPD） 舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	- - - - - -

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	1点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

3. 各種試行タイプの評価

④自治体実績評価(若手・女性技術者評価型)

【現運用】

分類	評価項目	配点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	-
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	-
	表彰（認定）	-
	有用な新技術の活用	最大2
	ICT施工技術の活用【施工者希望I型のみ記載】	2*
	現場従事技能者の配置	最大2
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	-
	ISO9000シリーズの認証取得	-
	地域内工事の実績	-
	災害協定の締結	2
	建設業事業継続計画（BCP）認定	2
	災害活動に対する表彰・感謝状	最大2
	社会条件に配慮した工事の実績	-
	地域課題における独自の取り組み	-
施工能力等	受注工事比率	最大5
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	-
	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	-
	同種性の高い施工経験	-
	同種工事の経験についての工事成績評定点	-
	技術者表彰	-
	継続学習制度（CPD）	-
配置予定技術者の能力	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	-
	40歳以下又は女性の監理（主任）技術者を配置	5

*I-CON活用工事のみ記載

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	2点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

【見直し案】

【技能者等の配置】
有り：左欄／無し：右欄

分類	評価項目	配点
施工能力	同種性の高い施工実績 当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点 表彰（認定） 社会条件に配慮した工事の実績 ISO9000シリーズの認証取得	- - - -
企業の施工能力	有用な新技術の活用 ICT施工技術の活用【施工者希望I型（As）のみ記載】 ICT工事の取組実績 インフラDX大賞（本省） インフラDX認定	最大1 最大2
技術者の能力	現場従事技能者の配置 コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置 河川維持管理技術者または河川点検士の活用 地すべり防止工事土の活用	最大3 (-)
地域精通度	円滑な施工 地域内工事の実績 地域課題の取組（3テーマ：災害協定、BCP、災害活動 各2点） ※技能者等の配置が評価対象外の場合、災害協定、活動は3点 受注工事比率 競売入札妨害や建設業法違反等による減点	- - 最大6 最大8 5 5
配置予定技術者の能力	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験 同種性の高い施工経験 同種工事の経験についての工事成績評定点 技術者表彰 継続学習制度（CPD） 舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】 40歳以下又は女性の監理（主任）技術者を配置	- - - - - - - - - - 5 5

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	2点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

3. 各種試行タイプの評価

⑥電通チャレンジタイプ(受変電設備工事)

【現運用】

分類	評価項目	配点
企業の施工能力等	同種性の高い施工実績	15
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	-
	表彰（認定）	-
	有用な新技術の活用	-
	ICT施工技術の活用【施工者希望I型のみ記載】	-
	現場従事技能者の配置	-
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	-
	ISO9000シリーズの認証取得	-
	地域内工事の実績	10
	災害協定の締結	-
	建設業事業継続計画（BCP）認定	-
	災害活動に対する表彰・感謝状	-
	社会条件に配慮した工事の実績	-
	地域課題における独自の取り組み	-
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	
配置予定技術者の能力	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	7.5
	同種性の高い施工経験	7.5
	同種工事の経験についての工事成績評定点	-
	技術者表彰	-
	継続学習制度（CPD）	-
	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	-

【見直し案】

分類	評価項目	配点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	18
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	-
	表彰（認定）	-
	社会条件に配慮した工事の実績	-
	ISO9000シリーズの認証取得	-
	有用な新技術の活用	-
	ICT施工技術の活用【施工者希望I型（As）のみ記載】	-
	ICT工事の取組実績	-
	インフラDX大賞（本省）	-
	インフラDX認定	-
	現場従事技能者の配置	-
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	-
	河川維持管理技術者または河川点検士の活用	-
	地すべり防止工事の活用	-
	地域精通度	7
地域課題の取組	円滑な施工	-
	地域内工事の実績	-
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	
	監理（主任）技術者等としての同種工事の絏験	7.5
	同種性の高い施工経験	7.5
配置予定技術者の能力	同種工事の経験についての工事成績評定点	-
	技術者表彰	-
	継続学習制度（CPD）	-
	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	-
	監理（主任）技術者等としての同種工事の絏験	7.5

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

3. 各種試行タイプの評価

⑥電通チャレンジタイプ(通信設備工事)

【現運用】

分類	評価項目	配点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	4
	国交省等発注の同種工事実績の工事成績評定	4
	表彰（認定）	-
	有用な新技術の活用	最大2
	ICT施工技術の活用【施工者希望Ⅰ型のみ記載】	-
	現場従事技能者の配置	最大4
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	-
	ISO9000シリーズの認証取得	1
	地域内工事の実績	3
	災害協定の締結	1
	建設業事業継続計画（BCP）認定	1
	災害活動に対する表彰・感謝状	最大2
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3
	地域課題における独自の取り組み	最大2
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	
配置予定技術者の能力	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	-
	同種性の高い施工経験	-
	同種工事の経験についての工事成績評定点	-
	技術者表彰	-
	継続学習制度（CPD）	-
	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	-

評価項目

賃上げの実施を表明した企業等	2点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

【見直し案】

【技能者等の配置】
有り：左欄／無し：右欄

分類	評価項目	配点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	6
	国交省等発注の同種工事実績の工事成績評定	6
	表彰（認定）	-
	社会条件に配慮した工事の実績	最大1
	ISO9000シリーズの認証取得	1
	新技術等の活用	最大2
	ICT施工技術の活用【施工者希望Ⅰ型（As）のみ記載】	最大2
	ICT工事の取組実績	-
	インフラDX等の取組	-
	インフラDX大賞（本省）	-
	インフラDX認定	-
	現場従事技能者の配置	最大4
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	-
	河川維持管理技術者または河川点検士の活用	-
	地すべり防止工事の活用	-
地域精度・工事適度	地域内工事の実績	2
	地域課題の取組地域課題の取組（3テーマ：災害協定、BCP、災害活動 各1点）※技能者等の配置が評価対象外の場合は各2点	最大3
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	最大6
配置予定技術者の能力	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	-
	同種性の高い施工経験	-
	同種工事の経験についての工事成績評定点	-
	技術者表彰	-
	継続学習制度（CPD）	-
	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	-

評価項目

賃上げの実施を表明した企業等	2点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

3. 各種試行タイプの評価

⑥電通チャレンジタイプ(電気設備工事)

【現運用】

評価項目		配点
企業の施工能力等	同種性の高い施工実績	5
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	-
	表彰（認定）	-
	有用な新技術の活用	最大2
	ICT施工技術の活用【施工者希望I型のみ記載】	-
	現場従事技能者の配置	最大4
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	最大4
	ISO9000シリーズの認証取得	-
	地域内工事の実績	4
	災害協定の締結	-
	建設業事業継続計画（BCP）認定	-
	災害活動に対する表彰・感謝状	-
	社会条件に配慮した工事の実績	-
	地域課題における独自の取り組み	-
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	
配置予定技術者の能力	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	4
	同種性の高い施工経験	4
	同種工事の経験についての工事成績評定点	-
	技術者表彰	-
	継続学習制度（CPD）	2
舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】		-

評価項目	配点
賞上げの実施を表明した企業等	2点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

【見直し案】

評価項目		配点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	6
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	-
	表彰（認定）	-
	社会条件に配慮した工事の実績	-
	ISO9000シリーズの認証取得	-
	有用な新技術の活用	最大2
	ICT施工技術の活用【施工者希望I型（As）のみ記載】	-
	ICT工事の取組実績	-
	インフラDX等の取組	15点
	インフラDX大賞（本省）	-
	インフラDX認定	-
	現場従事技能者の配置	最大4
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	-
	河川維持管理技術者または河川点検士の活用	-
	地すべり防止工事士の活用	-
地域課題の取組	円滑な施工	3
	地域内工事の実績	-
	地域課題の取組	-
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	
	監理（主任）技術者等としての同種工事の絏験	4
配置予定技術者の能力	同種性の高い施工経験	4
	同種工事の経験についての工事成績評定点	-
	技術者表彰	-
	継続学習制度（CPD）	2
	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	-

評価項目	配点
賞上げの実施を表明した企業等	2点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

3. 各種試行タイプの評価

⑦機械チャレンジタイプ

【現運用】

分類	評価項目	配点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	4
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	5
	表彰（認定）	-
	有用な新技術の活用	1
	ICT施工技術の活用【施工者希望Ⅰ型のみ記載】	-
	現場従事技能者の配置	最大3
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	-
	ISO9000シリーズの認証取得	1
	地域内工事の実績	3
	災害協定の締結	-
施工能力等	建設業事業継続計画（BCP）認定	1
	災害活動に対する表彰・感謝状	最大2
	社会条件に配慮した工事の実績	-
	地域課題における独自の取り組み	-
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	-
	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	-
	同種性の高い施工経験	-
	同種工事の経験についての工事成績評定点	-
	技術者表彰	-
	継続学習制度（CPD）	-
舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	-	

評価項目

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	2点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

【見直し案】

【技能者等の配置】
有り：左欄／無し：右欄

分類	評価項目	配点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	5
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	6
	表彰（認定）	-
	社会条件に配慮した工事の実績	-
	ISO9000シリーズの認証取得	1
	新技術等の活用	有用な新技術の活用
	ICT施工技術の活用【施工者希望Ⅰ型（As）のみ記載】	最大1
	インフラDX等の取組	ICT工事の取組実績
	インフラDX大賞（本省）	-
	インフラDX認定	-
施工能力等	現場従事技能者の配置	-
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	-
	河川維持管理技術者または河川点検士の活用	-
	地すべり防止工事士の活用	-
	地域精通度	円滑な施工
	地域課題の取組（2テーマ：BCP・災害活動）	地域内工事の実績
	※技能者等の配置が評価対象外の場合、テーマに「災害協定」を追加	最大2
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	最大3
	監理（主任）技術者等としての同種工事の絏験	-
	同種性の高い施工経験	-
同種工事の絏験についての工事成績評定点	-	
技術者表彰	-	
継続学習制度（CPD）	-	
舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	-	

評価項目

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	2点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

3. 各種試行タイプの評価

⑧営繕チャレンジタイプ

【現運用】

分類	評価項目	配点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	最大8
	工事成績要諦（近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の工事及び工事成績相互利用対象工事における工事成績評定の平均点（過去5年））	-
	表彰（認定）	-
	有用な新技術の活用	1
	現場従事技能者の配置 コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	最大3
	地域内工事の実績（過去5年）	6
	建設業事業継続計画（BCP）認定	-
	災害活動に対する表彰・感謝状（過去2年）	最大2
配置予定技術者の能力	地域課題における独自の取り組み	-
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	
	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験（過去15年）	4
	同種性の高い施工経験（過去15年）	4
	同種工事の絏験についての工事成績評定点	-
配置予定技術者の能力	技術者表彰	-
	継続学習制度（CPD）	2

評価項目

賃上げの実施を表明した企業等	2点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

【見直し案】

分類	評価項目	配点
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	8
	工事成績要諦（近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の工事及び工事成績相互利用対象工事における工事成績評定の平均点（過去5年））	-
	表彰（認定）	-
	新技術等の活用	最大1
	有用な新技術の活用	-
	インフラDX等の取組	-
	インフラDX大賞（本省）	-
	現場従事技能者の配置	最大3
地域精通度	技術者等の配置	-
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	-
	円滑な施工	地域内工事の実績（過去5年）
	地域課題の取組（災害活動）	最大2
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	
配置予定技術者の能力	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	4
	同種性の高い施工経験	4
	同種工事の絏験についての工事成績評定点	-
	技術者表彰	-
	継続学習制度（CPD）	2
配置予定技術者の能力	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	-

評価項目

賃上げの実施を表明した企業等	2点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

3. 各種試行タイプの評価

⑩現場従事技能者評価タイプ

【現運用】

分類	評価項目	配点
企業の施工能力等	同種性の高い施工実績	-
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	-
	表彰（認定）	-
	有用な新技術の活用	-
	ICT施工技術の活用【施工者希望Ⅰ型のみ記載】	-
	現場従事技能者の配置	最大20
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者の受賞者の配置）	最大5
	ISO9000シリーズの認証取得	-
	地域内工事の実績	-
	災害協定の締結	-
配置予定技術者の能力	建設事業継続計画（BCP）認定	-
	災害活動に対する表彰・感謝状	-
	社会条件に配慮した工事の実績	-
	地域課題における独自の取り組み	-
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	
	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	3
	同種性の高い施工経験	3
配置予定技術者の能力	同種工事の経験についての工事成績評定点	5
	技術者表彰	2
	継続学習制度（CPD）	2
	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	2*

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

【見直し案】

分類	評価項目	配点
企業の施工能力等	同種性の高い施工実績	-
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	-
	表彰（認定）	-
	社会条件に配慮した工事の実績	-
	ISO9000シリーズの認証取得	-
	有用な新技術の活用	-
	ICT施工技術の活用【施工者希望Ⅰ型（As）のみ記載】	-
	ICT工事の取組実績	-
	インフラDX等の取組	-
	インフラDX大賞（本省）	-
配置予定技術者の能力	インフラDX認定	-
	現場従事技能者の配置	最大20
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者の受賞者の配置）	最大5
	技能者等の表彰（技能者の受賞者の配置）	-
	河川維持管理技術者または河川点検士の活用	-
	地すべり防止工事の活用	-
	地域精通度	-
配置予定技術者の能力	円滑な施工	-
	地域内工事の実績	-
	地域課題の取組	-
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	
	監理（主任）技術者等としての同種工事の絏験	3
	同種性の高い施工絏験	3
	同種工事の絏験についての工事成績評定点	6

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

3. 各種試行タイプの評価

- 各種試行タイプの概要とPDCAの実施スケジュールは以下の表のとおり。概ね3年に1回のペースでPDCAを実施。
- ただし、目的の趣旨にあった受注動向になっているかについては、毎年度フォローし、必要に応じて計画を見直し。

目的	試行タイプ 【開始年度】	概要	●実施済み ★今年度実施			PDCAの実施状況		
			R5	R6	R7			
企業の参入機会促進 担い手の確保	自治体実績評価Aタイプ 自治体実績評価Bタイプ 【R4(改R5)】 自治体実績評価型（若手・女性技術者評価型）【R7】	・国土交通省発注工事の実績が無い（少ない）企業であっても、地域社会の安全・安心の確保を担う担い手の確保を目的に「工事の手持ち状況」等を評価する方式	●					
	地域密着防災担い手タイプ 【H28(改R5)】	・災害発生時に迅速に活動できる地域の施工業者に対し、直轄工事への入札参加を促して安全・安心の担い手を将来にわたり確保することを目的に防災に関わる取り組み体制や活動実績、災害に使用できる建設機械の保有状況を評価する方式。			★			
	電通チャレンジタイプ （通信設備工事）【H27】	・電気通信工事の資格を持った技術者に対し監理（主任）技術者としての経験を積ませることを目的に、技術者の能力は求めずに、企業の施工能力のみで評価する方式。	●					
	電通チャレンジタイプ （受変電設備工事）【H28】	・企業及び配置予定技術者について、成績評定点では評価せず、企業の地域内工事の実績や技術者の経験で評価する方式。	●					
	機械チャレンジタイプ 【H28】	・監理（主任）技術者としての経験を積ませることを目的に国土交通省発注工事の経験がない技術者でも参加できるように、配置予定技術者の施工能力について評価しない方式。	●					
	営繕チャレンジタイプ 【H31(改R5)】	・中長期的な技術者の確保・育成に配慮することを目的に、成績評定・表彰での加点は行わず、新技術の活用や現場従事技能者の配置・同種の施工実績や地域内工事の実績で評価する方式。	●					
担い手の確保	若手・女性チャレンジタイプ 【H26】	・国土交通省発注工事の主任（監理）技術者として経験を積んでもらうこと目的に40歳以下の若手・女性技術者を「監理（主任）技術者」又は「現場代理人」として配置する場合に加点をする方式。	●		★			
工事の品質確保 担い手の確保	現場従事技能者評価タイプ 【H30】	・現場従事技能者の配置を高く評価することにより、技能労働者の資格保有者の増加を促し、新たな技能労働者の増加を期待し、工事品質の向上を図る方式。	●					
企業の参入機会促進	施工能力確認タイプ 【R2】	・円滑な発注および施工体制の確保を図ることを目的とし、技術点を設定せず、基礎点、施工体制点及び賃上げ評価点を入札価格で除した評価値で評価する方式。						
	参加機会拡大タイプ 【H29】	・入札参加企業の参加意欲を促進するため、評価項目における企業の工事成績について全地整における「同種工事実績の工事成績評定」で評価する方式。		●				

3. 各種試行タイプの評価(地域密着防災担い手タイプ)

P: 計画

- 災害発生時に迅速に活動できる地域の施工業者に対し、直轄への入札参加を促して安全・安心の担い手を将来にわたり確保することを目的
- 総合評価において、防災に関する取り組み体制や活動実績、災害に使用できる建設機械の保有状況を評価

競争参加資格

- 企業及び配置予定技術者ともに、標準と同様

対象工事

- 工事種別は、一般土木工事C等級または維持修繕工事
- 工事難易度は、技術的難易度が比較的低いI～IIの工事
- 工事規模は、3億4千万円未満の工事

総合評価

- 技術評価点の配点は、企業の施工能力(25点) + 賃上げの実施を表明した企業等(2点) + WLB(ワーク・ライフ・バランス)関連の認定(0.5点)
- 企業の施工能力については、地域精通度・地域貢献度に関する項目のみとし、項目として緊急時の施工体制(本店の所在地)や災害用重機保有の有無等について評価
- 配置予定技術者の能力については、評価しない

【地域密着防災担い手タイプの配点】

分類	評価項目	配点	
企 業 の 施 工 能 力	同種性の高い施工実績	—	
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	—	
	表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定 	—
	有用な新技術の活用	—	
	《ICTの活用(i-Construction)》	—	
	現場従事技能者の配置	—	
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	—	
	ISO9000シリーズ認証取得	—	
	緊急時の施工体制(本店の所在地) ・施工箇所の市町村に本店がある場合: 8点 ・施工箇所の市町村に隣接する市町村に本店がある場合 : 4点	8	
	災害用重機保有の有無	5	
災害協定の締結	3		
建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	3		
災害活動に対する表彰	6		
配 置 の 予 定 力 技 術 者	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	—	
	同種性の高い施工経験	—	
	同種工事の経験についての工事成績評定	—	
	技術者表彰	—	
	継続学習制度(CPD)	—	
	《舗装施工管理技術者資格》	—	

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	2
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5

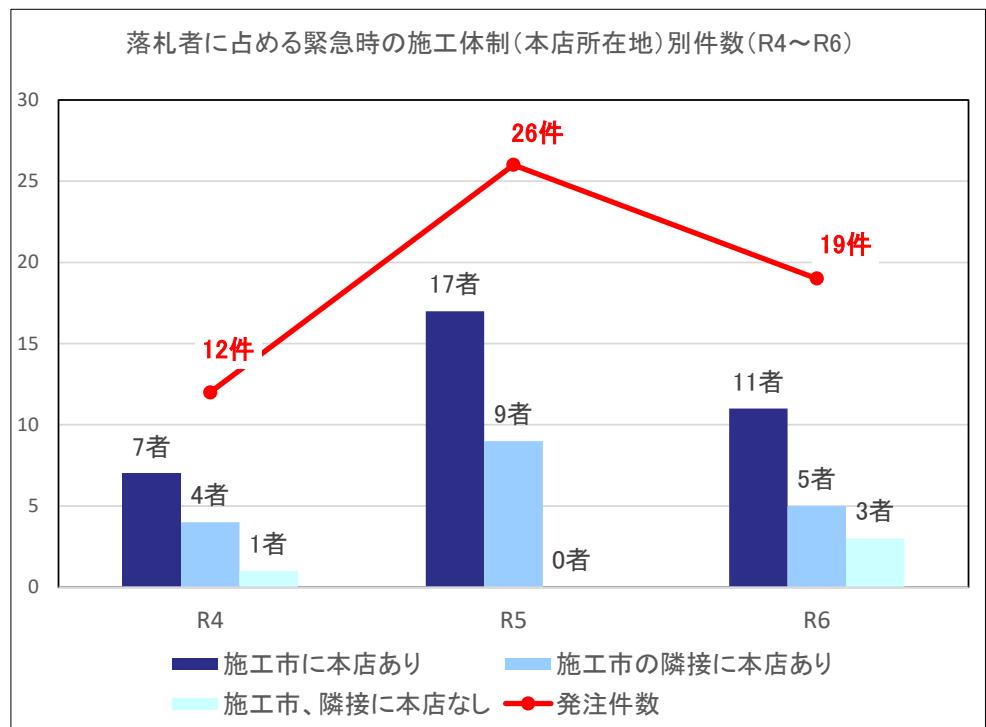
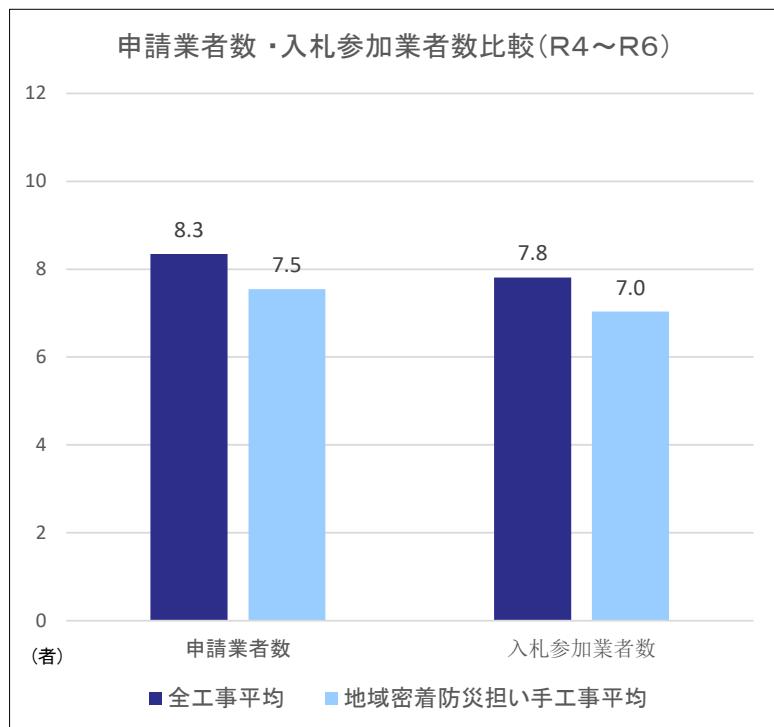
3. 各種試行タイプの評価(地域密着防災担い手タイプ)

D : 実施

- R4年度～R6年度に57件の工事を地域密着防災担い手タイプで発注した。

C : 評価

- 申請業者数及び入札参加業者数は、通常の発注方式で発注した工事より少なかったが大きな差はない状況であった。
- 落札者に占める緊急時の施工体制(本店所在地)別の割合は、6割前後の者が施工市に本店があり、施工市の隣接に本店がある者と併せ落札者の9割が緊急時の施工体制が一定確保できている状況であった。



3. 各種試行タイプの評価(地域密着防災担い手タイプ)

C : 評価

- 落札者のうち、前年度直轄工事の受注実績がない社の落札の割合はR6で約24%（5社）、R7で約35%（6社）であった。
- 一方、前年度直轄工事の受注実績がある社のうち3件以上有している社の割合はR6で約33%（7社）、R7で約30%（5社）と、直轄工事の受注実績が豊富な社の落札も一定見られた。

R6試行落札者21者(22件)のうち、前年度通常タイプで受注した件数



R7試行落札者17者(17件)のうち、前年度通常タイプで受注した件数

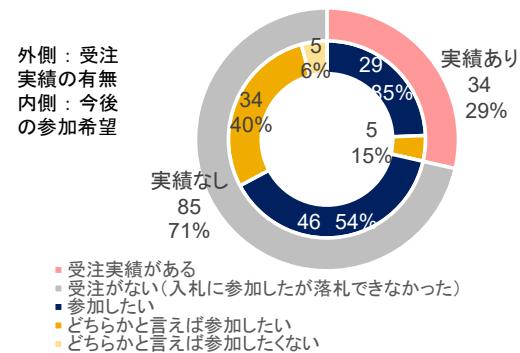


3. 各種試行タイプの評価(地域密着防災担い手タイプ)

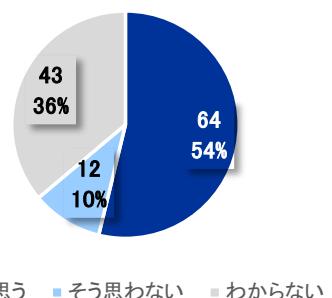
C : 評価

- 地域密着防災担い手タイプで発注した工事の、入札参加者を対象にアンケートを実施した。215社に依頼し、119社から回答を得た。
- アンケートの回答者は34社(29%)が受注実績がある社で、85社(71%)が受注実績のない者であった。
- 半数以上の回答者から本試行タイプは目的に寄与しているとの回答を得た。「わからない」と回答した社を除けば目的に寄与していないと回答した社は12社であった。**具体的な意見として、「災害活動に対する表彰・感謝状は国交省工事を施工している会社に付与される場合が多く、受注機会に繋がらない」等の意見があった。**
- 今後参加したくないと回答した社はなく、ほぼ全ての社が今後も地域密着担い手タイプの工事に「参加したい」との回答であった。

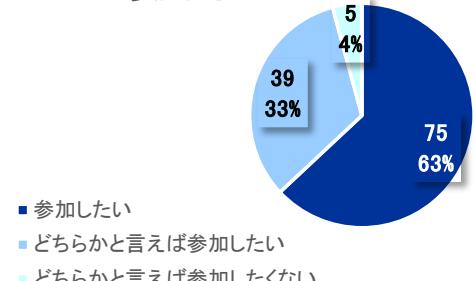
アンケート回答者の属性



試行タイプが目的に寄与しているか



今後の地域密着防災担い手タイプの工事に参加したいか



アンケート概要

・調査期間: R7.9.12～R7.9.30
・対象者数: 215社

・対象者: 過去に地域密着防災担い手タイプの入札に参加した者
・調査手法: WEB調査

A : 対応

評価基準等の見直しを行ったうえで継続

- 工事の参加者数に問題はなく、アンケート結果から試行に肯定的な意見が多く目的に寄与しているものの、アンケートや各建設業協会の意見等から改善の余地も見られるため、評価基準等の見直しを行ったうえで試行を継続する。

3. 各種試行タイプの評価(地域密着防災担い手タイプ)

■見直し方針(●は試行工事参加者及び各建設業協会の主な意見)

①競争参加資格

- 建設業法に基づく許可（地域要件）

【見直し方針】災害発生時に迅速に活動できる地域の担い手を将来に渡り確保していく試行の目的を踏まえ、「維持修繕工事」について地域要件を「当該府県に本店がある場合」に限定

②総合評価（評価項目）

- 緊急時の施工体制

●施工箇所の市町村に本店がある場合に優位に評価されるが、河川・国道など該当がない又は少ない地域もあり、発注バランス差がある。

●災害時は発注事務所管内や府県土木事務所管内など地域で対応する必要があり、評価基準の改善を要望。

【見直し方針】災害対応の地域的広がりを踏まえ、本店所在地を施工箇所の市町村から府県の土木事務所単位に拡大

- 災害用重機保有の有無

●建設機械だけでなく、重機輸送用車両を保有していないと災害時に迅速に活用できない。

【見直し方針】自走不可の建設機械については、重機輸送用車両とセットで優位に評価

- 災害協定の締結

【見直し方針】試行タイプの目的を踏まえ、近畿地整（事務所含まない）と施工箇所がある府県が管轄に含まれる機関（直轄事務所、府県）を同等に評価する基準に見直し

- 災害活動に対する表彰・昨年度の近畿地整の受注実績【新規】

●災害活動による表彰・感謝状の配点が6点と高いが、災害活動に対する表彰は国交省工事を施工している会社に付与される場合が多いため、直轄工事を常に受注している企業が優位となり、新規参入につながらない。

【見直し方針】「昨年度の近畿地整の受注実績」がない場合に3点獲得できる評価項目に加え、「災害活動に対する表彰」の配点を同じく3点とすることで、直轄工事の実績を有しない企業の参加を促進

また、「災害活動に対する表彰」は行政機関であれば、同等に評価する基準に見直し

3. 各種試行タイプの評価(地域密着防災担い手タイプ)

■見直し内容

①競争参加資格【建設業法に基づく許可（地域要件）】

■地域密着防災担い手タイプ（工種：維持修繕）の地域要件

(現運用)

通常タイプの「維持修繕」の地域要件と同じ

例) 「本支店等が近畿地整管内」

「本支店等が当該府県」 等

※施工箇所の当該府県以外に本店がある企業も参加可能

(見直し案)

「本店が当該府県」にあることを基本。

②総合評価（評価項目）

分類	評価項目	配点	
施工能力等 企業の施工能力	緊急時の施工体制(本店の所在地) ・施工箇所の市町村に本店がある場合:8点 ・施工箇所の市町村に隣接する市町村に本店がある場合 :4点	8	最大 25
	災害用重機保有の有無	5	
	災害協定の締結 ・近畿地整(事務所含む) : 3点 ・地方公共団体(府県のみ)又は他地方整(事務所含む)と締結 :1.5点	3	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	3	
	災害活動に対する表彰 ・中央府省の大臣又は地方支分部局の局長 :6点 ・上記以外の行政機関等 : 3点	6	



(見直し案)

「本店が当該府県」にあることを基本。

分類	評価項目	配点	
施工能力等 企業の施工能力	緊急時の施工体制 ・施工箇所を含む市町村(又は地域)を管轄している府県土木事務所の管轄地域に本店がある場合:8点	8	25
	災害用重機保有の有無 ・建設機械(自走不可) + 重機輸送用車両車を保有、又は建設機械(自走可能)を保有 :5点 ・建設機械(自走不可)を保有 :2.5点	5	
	災害協定の締結 ・以下のいずれかに該当する場合に評価 :3点 ①施工箇所のある府県が管轄にある直轄事務所※又地方公共団体(当該施工箇所府県のみ) ②近畿地整(事務所除く)	3	
	建設業事業継続計画(BCP)の配点)認定の有無	3	
	災害活動に対する表彰 ・以下のいずれかに該当する場合に評価 :3点 ①中央府省の大臣又は地方支分部局の局長 ②上記以外の行政機関等	3	
	昨年度の近畿地整(港湾空港除く)の当該工種における受注実績 ・0件:3点、1件:2点、2件:1点、3件以上:0点	3	

※例) 京都府の場合: 京都国道、福知山河川国道、淀川河川、淀川統管、京都営繕

評価項目	配点
賞上げの実施を表明した企業等	2点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

評価項目	配点
賞上げの実施を表明した企業等	2点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

3. 各種試行タイプの評価(若手・女性チャレンジタイプ)

P: 計画

- ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する動きを踏まえ、H28年度まで試行実施した若手チャレンジ型と女性活用型を統合、**配置予定技術者に40才以下の若手技術者もしくは女性技術者を配置する場合に加点を行う**
- 入札参加しやすい環境整備として、**競争参加資格要件を緩和**（技術者要件は問わない）

競争参加資格

- 配置予定技術者の要件として、同種工事の施工経験は問わない。

対象工事

- 工事種別は、全種別を対象
- 工事難易度は、技術的難易度が比較的低いⅠ～Ⅱの工事ただし、工事難易度Ⅲで適用する場合は、鋼橋上部、PCに限り、施工能力評価型Ⅰ型を適用
- 工事規模は、3億4千万円未満の工事

総合評価

- 技術評価点の配点は、**企業の施工能力(10点) + 配置予定技術者の施工能力(15点) + 貸上げの実施を表明した企業等(2点) + WLB(ワーク・ライフ・バランス)関連の認定(0.5点)**
- 技術提案について、**若手もしくは女性の技術者を配置することにあたっての企業の支援体制を評価**
- 配置予定技術者の能力について、**40才以下の若手技術者もしくは女性技術者を配置する場合に評価**

【若手・女性チャレンジタイプの配点】

分類	評価項目	配点
企業の施工能力等	同種性の高い施工実績	3
	近畿地盤の過去の4年間の工事成績評定平均点	3
	表彰	最大4
	・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	
	有用な新技術の活用	最大1(2)
	『ICTの活用(i-Construction)』	《2》
	現場従事技能者の配置	最大3(0)
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	
	ISO9000シリーズ認証取得	-(1)
	地域内工事の実績	3
	災害協定の締結	-(1)
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1
	災害活動に対する表彰	最大2
	地域自由枠	最大3
	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	3
配置予定能力技術者の認定	同種性の高い施工経験	3
	同種工事の経験についての工事成績評定	5
	技術者表彰	2
	継続学習制度(CPD)	2
	『舗装施工管理技術者資格』	《2》
	※当該工事の工事種別がAs舗装の場合	
	40歳以下又は女性の監理(主任)技術者を配置	15

評価項目	配点
貸上げの実施を表明した企業等	2
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5

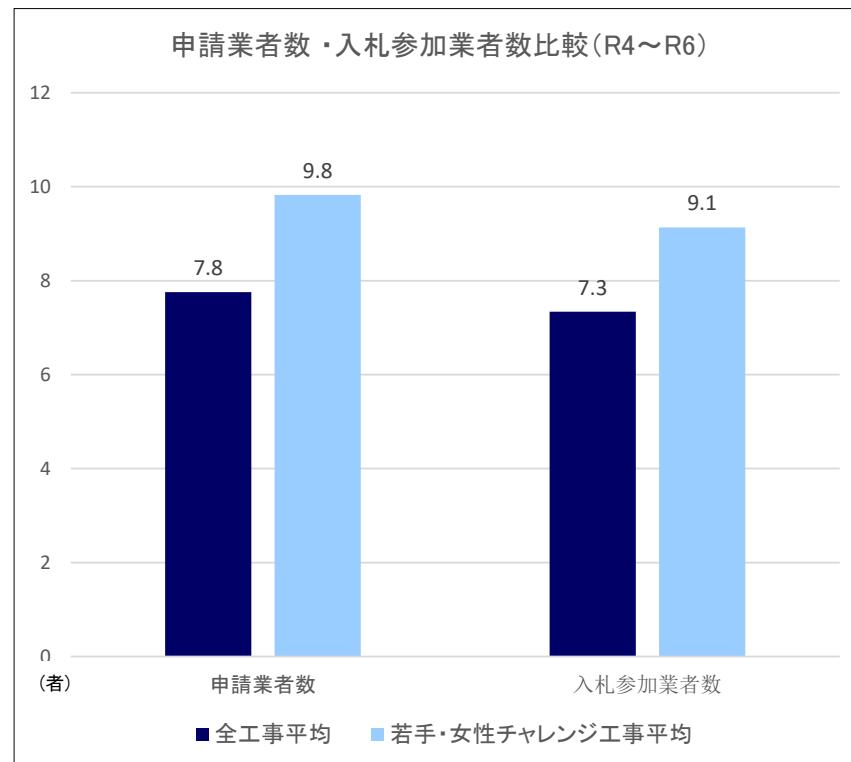
3. 各種試行タイプの評価(若手・女性チャレンジタイプ)

D : 実施

- R4年度～R6年度に69件の工事を若手・女性チャレンジタイプで発注した。

C : 評価

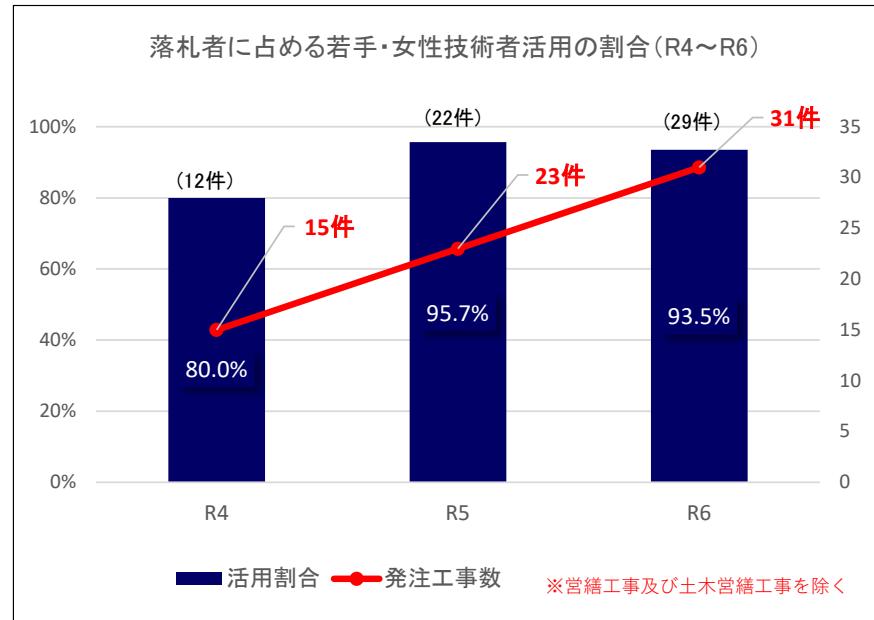
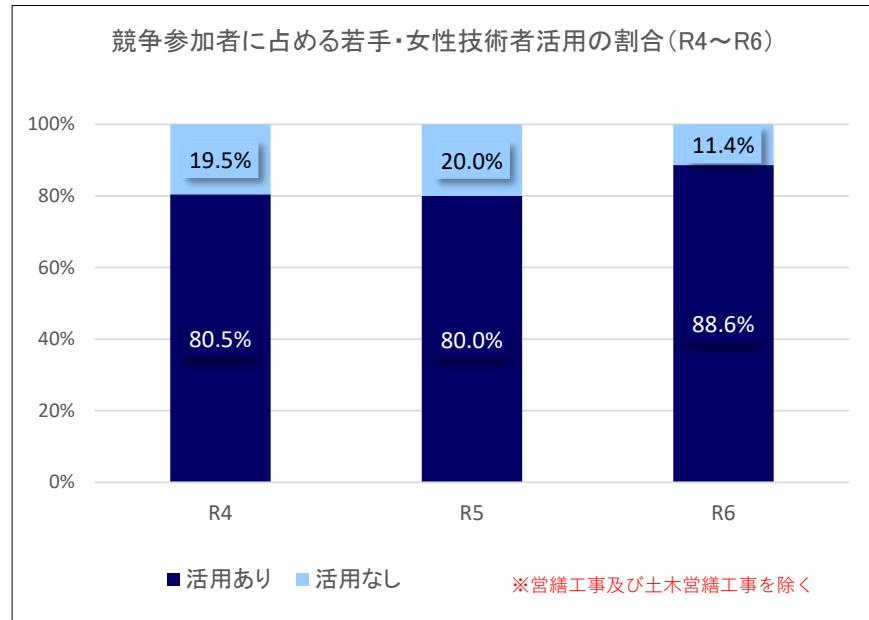
- 若手・女性チャレンジタイプで発注した工事の、申請業者数及び入札参加業者数は、通常の発注方式で発注した工事より多い状況（約1.25倍）であった。



3. 各種試行タイプの評価(若手・女性チャレンジタイプ)

C : 評価

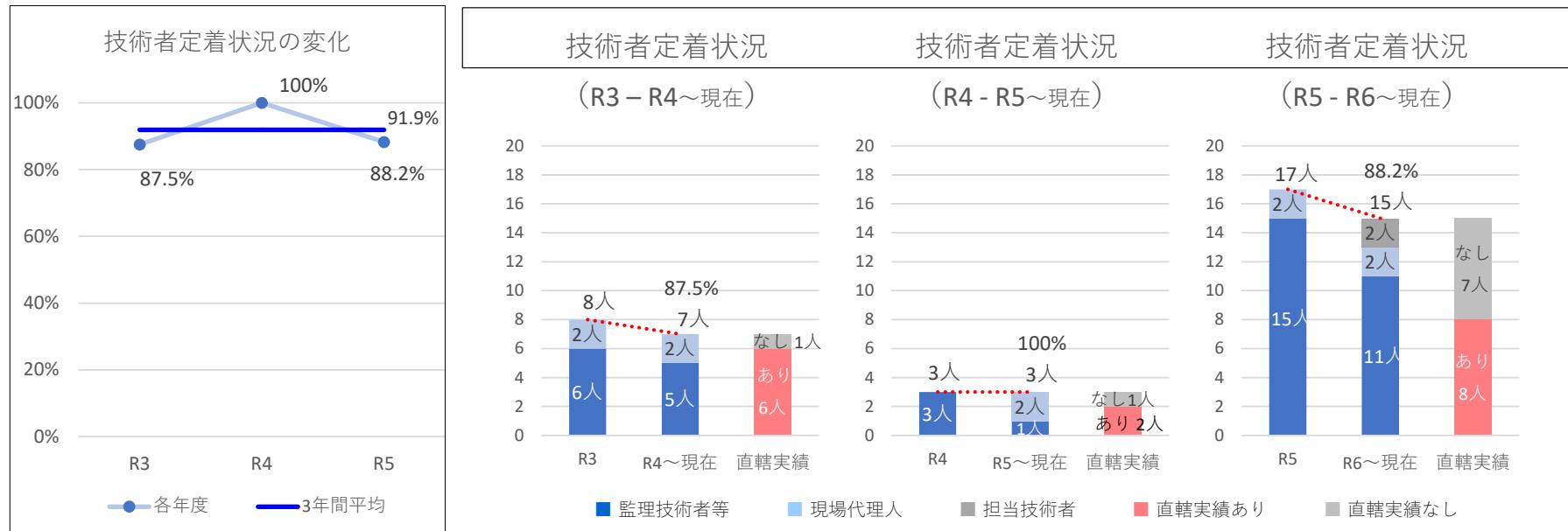
- 若手・女性チャレンジタイプで発注した工事の、競争参加者に占める若手・女性技術者の活用割合は、R4・R5年度では8割であったがR6年度では9割弱であった。
- 発注工事数は、年々増えている状況であり、R6年度ではR4年度に対し2倍の発注工事数であった。
- 落札者に占める若手・女性技術者の活用割合は、R4年度は8割であったが、R5年度以降は9割を超えており、概ね若手・女性技術者を活用する者が落札する状況であった。



3. 各種試行タイプの評価(若手・女性チャレンジタイプ)

C : 評価

- 若手・女性チャレンジタイプで発注した工事の、若手・女性技術者が次年度以降も技術者として配置されている割合は、平均で約92%となっており、新たに配置された若手・女性技術者が一定定着している状況であった。

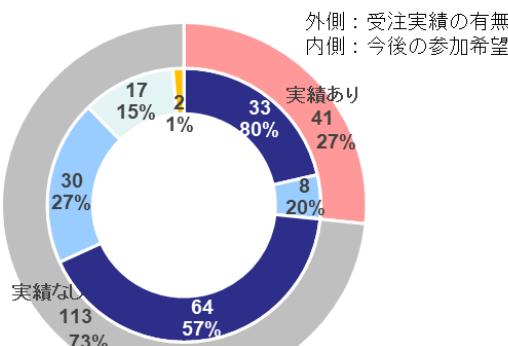


3. 各種試行タイプの評価(若手・女性チャレンジタイプ)

C : 評価

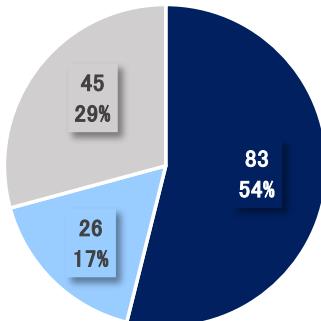
- 若手・女性チャレンジタイプで発注した工事の、入札参加者を対象にアンケートを実施した。266社に依頼し、154社から回答を得た。
- アンケートの回答者は41社が受注実績がある社で、113社が受注実績のない社であった。
- 半数以上の回答者から本試行タイプは目的に寄与しているとの回答を得た。「わからない」と回答した社を除けば目的に寄与していないと回答した社は26社であった。具体的な意見として、「近畿地整の実績がないと評価点を得られない（成績評定平均点・表彰各種での評価）」等の意見があった。
- 9割弱の社が今後も若手・女性チャレンジタイプの工事に「参加したい」との回答であった。

アンケート回答者の属性



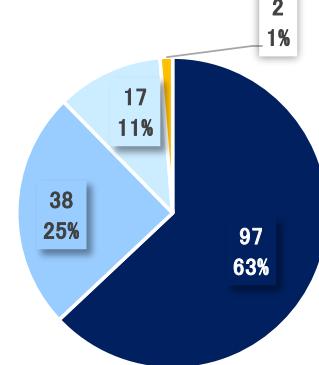
- 受注実績がある
- 受注がない(入札に参加したが落札できなかった)
- 参加したい
- どちらかと言えば参加したい
- どちらかと言えば参加したくない
- 参加したくない

試行タイプが目的に寄与しているか



■ そう思う ■ そう思わない ■ わからない

今後の若手・女性チャレンジタイプの工事に
参加したいか



- 参加したい
- どちらかと言えば参加したい
- どちらかと言えば参加したくない
- 参加したくない

アンケート概要

- ・調査期間：R7.9.12～R7.9.30
- ・対象者数：266社

- ・対象者：過去に若手・女性チャレンジタイプの入札に参加した者
- ・調査手法：WEB調査

3. 各種試行タイプの評価(若手・女性チャレンジタイプ)

■アンケートにおける主な改善に関する意見

①企業の施工能力

- 企業の実績や表彰など国交省の実績がないと受注できない。

②技術者の能力

- 若手技術者の年齢引き上げ（45歳ぐらい）
- 40歳以下ではなく30歳以下等も設けてほしい

③その他

- 若手、女性技術者がおらず、採用そもそもが難しい
- 採用環境に恵まれる都市部が優位。中小企業向けではない

A : 対応

継続

- 工事の参加者数に問題はなく、アンケート結果から試行実施に肯定的な意見が多く目的に寄与していると考えられるとともに、受注以降も若手・女性技術者が一定定着している状況等から引き続き試行を継続する。
- ただし、直轄実績がないと受注できないとの意見も複数。自治体実績評価（若手・女性技術者評価型）とのバランスを考慮した発注を計画していく。
 - 金額規模を踏まえ採用するタイプを検討
 - ・金額規模大…「若手・女性チャレンジ（近畿地整の実績を有する企業中心）」
 - ・金額規模小…「自治体実績評価【若手・女性技術者評価型】（受注実績のない（又は少ない）企業中心）」

3. 各種試行タイプの評価(若手・女性チャレンジタイプ)

■見直し内容

■総合評価（評価項目）

【現運用】

分類	評価項目	配点
企業の施工能力 施工能力等	同種性の高い施工実績	3
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	3
	表彰（認定）	4
	有用な新技術の活用	-
	ICT施工技術の活用【施工者希望Ⅰ型のみ記載】	-
	現場従事技能者の配置	-
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	-
	ISO9000シリーズの認証取得	-
	地域内工事の実績	-
	災害協定の締結	-
	建設事業継続計画（BCP）認定	-
	災害活動に対する表彰・感謝状	-
	社会条件に配慮した工事の実績	-
	地域課題における独自の取り組み	-
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	-
配置予定技術者の能力	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	-
	同種性の高い施工経験	-
	同種工事の経験についての工事成績評定点	-
	技術者表彰	-
	継続学習制度（CPD）	-
	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	-
	40歳以下又は女性の監理（主任）技術者を配置	15

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	2点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

【見直し案】

分類	評価項目	配点
施工能力 企業の施工能力 施工能力等	同種性の高い施工実績	4
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	4
	表彰（認定）	最大2
	社会条件に配慮した工事の実績	-
	ISO9000シリーズの認証取得	-
	新技術等の活用	有用な新技術の活用
	ICT施工技術の活用【施工者希望Ⅰ型（As）のみ記載】	-
	ICT工事の取組実績	-
	インフラDX等の取組	インフラDX大賞（本省）
	技術者の能力	インフラDX認定
	技能者等の配置	現場従事技能者の配置
	技能者等の配置	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置
	地域精通度	河川維持管理技術者または河川点検士の活用
	円滑な施工	地すべり防止工事士の活用
	地域内工事の実績	-
配置予定技術者の能力	地域課題の取組	-
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	-
	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	-
	同種性の高い施工経験	-
	同種工事の経験についての工事成績評定点	-
	技術者表彰	-
配置予定技術者の能力	継続学習制度（CPD）	-
	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	-
	40歳以下又は女性の監理（主任）技術者を配置	15
	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	-
配置予定技術者の能力	同種性の高い施工経験	-
	同種工事の経験についての工事成績評定点	-
	技術者表彰	-
	継続学習制度（CPD）	-
配置予定技術者の能力	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】	-
	40歳以下又は女性の監理（主任）技術者を配置	15

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	2点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

3. 各種試行タイプの評価【試行タイプの今後の改善の方向性について】

- 各試行については試行結果を踏まえ、必要に応じて総合評価の評価項目を見直すことで改善を図ってきたが、効果は限定的。
- 試行目的に合致した企業の受注が新規参入者の増加などに繋がるものと考え、試行目的に合致した企業の受注機会が促進されるための改善を検討。
- 参加者を試行目的の条件に合致した企業に限定する手法が可能か検証するため、競争参加資格に当該試行の目的に沿った要件を加えた試行もあらたに設定。
なお、総合評価の評価項目は、目的に照らし通常タイプの評価項目から一部評価対象を除外。
※R8は従来タイプの試行も継続
- 試行結果から競争性の観点や参加者及び業団体の意見などを踏まえ、改善の方向性を判断。

例)自治体実績評価型

■受注比率の見直し

【別表】

X	配点
0.2未満	5.00
0.2以上0.4未満	3.75
0.4以上0.6未満	2.50
0.6以上0.8未満	1.25
0.8以上	0.00

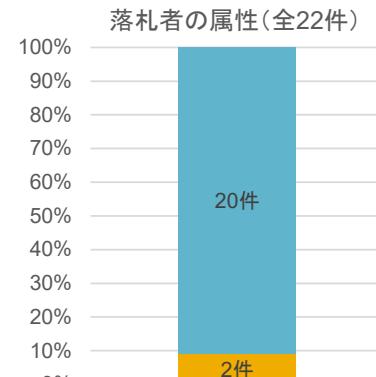
【令和5年度】

手持ち状況
X=公告日現在の手持ち工事の受注額
／年度平均受注額(過去5年間)

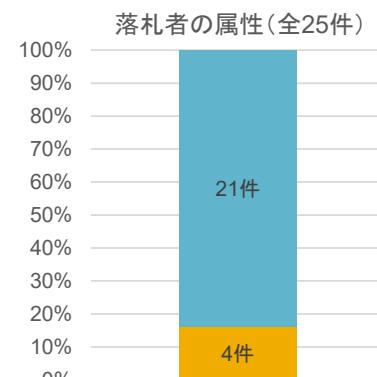
【令和6年度】

受注比率
X=過去5年間の年平均受注額(近畿地整)
／過去5年間の年平均受注額(上記以外)

【令和5年度】 ・新規参入者37社(全参加者の19.4%)



【令和6年度】 ・新規参入者41社(全参加者の14%)



※新規参入者：過去5年間及び手持ち工事ともに近畿地整の実績がない者
受注実績あり：過去5年間及び手持ち工事どちらかに近畿地整の実績がある者

※新規参入者：過去5年間に近畿地整受注実績がない者
受注実績あり：過去5年間に近畿地整受注実績がある者

3. 各種試行タイプの評価【試行タイプの今後の改善の方向性について】

自治体実績評価型Aタイプ

■現運用(R8も継続)

対象工事

- 工事種別は、一般土木工事C等級、維持修繕工事、As舗装工事
- 工事難易度は、技術的難易度が比較的低いI～IIの工事
- 工事規模は、3億4千万円未満の工事

競争参加資格

- 企業の要件として、**同種工事の施工実績は近畿地方整備局及び近畿地方整備局管内の各府県・政令市の発注工事に限る。**
- 同種工事の実績の成績は、標準と同様
- 配置予定技術者の要件として、**同種工事の施工経験は問わない。**

総合評価

- 技術評価点の配点は、**企業の施工能力（15点）+賃上げの実施を表明した企業等（1点）+WLB関連の認定（0.5点）**
- 企業の施工能力として、**受注工事比率が低い企業ほど加点される**
- 配置予定技術者の能力については評価しない。

分類		評価項目	配点
企業の施工能力	施工能力	同種性の高い施工実績	-
		当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	-
		表彰（認定）	-
		社会条件に配慮した工事の実績	-
	ISO9000シリーズの認証取得	-	
	生産プロセス高度化能	有用な新技術の活用	最大1(2)
		ICT施工技術の活用	
		【施工者希望I型（As）のみ記載】	
		ICT工事の取組実績	
	インフラDX等の取組	インフラDX大賞（本省）	-
		インフラDX認定	
		ICT工事の取組実績	
		地すべり防止工事の活用	
	技術者の能力	現場従事技能者の配置	最大3(-)
		コンクリート構造物品品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置	
河川維持管理技術者または河川点検士の活用			
地すべり防止工事の活用			
地域精通度	円滑な施工	地域内工事の実績	-
	地域課題の取組（3テーマ：災害協定、BCP、災害活動 各2点）		
	※技能者等の配置が評価対象外の場合、災害協定、活動は3点		
	受注工事比率		
配置予定技術者の能力	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	5(5)	
	同種性の高い施工経験		
	同種工事の経験についての工事成績評定点		
	技術者表彰		
	継続学習制度（CPD）		
	舗装施工管理技術者資格【対象工事のみ】		
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点		

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	1点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

3. 各種試行タイプの評価【試行タイプの今後の改善の方向性について】

自治体実績評価型Aタイプ

■競争参加資格に試行目的の要件を加えたタイプ (R8試行)

対象工事

- 工事種別は、**一般土木工事C等級**
- 技術的難易度が比較的低いⅠ～Ⅱの工事のうち、**過去の類似実績から多数の参加が見込まれる工事**
- 工事規模は、3億4千万円未満の工事

競争参加資格

- 企業の要件として、同種工事の施工実績は近畿地方整備局及び近畿地方整備局管内の各府県・政令市の発注工事に限る。
- **近畿地整発注工事の受注実績が少ない、地域の優良な施工業者に限る。**
(近畿地整における昨年度の受注実績0件かつ過去3年間の受注実績が2件以下)
- 配置予定技術者の要件として、同種工事の施工経験は問わない。

総合評価

- 技術評価点の配点は、企業の施工能力（10点）+賃上げの実施を表明した企業等(1点) +関連の認定(0.5点)

分類	評価項目			配点
企業の施工能力	施工能力	同種性の高い施工実績		-
		当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点		-
		表彰（認定）		-
		社会条件に配慮した工事の実績		-
	品質確保	ISO9000シリーズの認証取得		-
		有用な新技術の活用		最大1 (2)
		ICT施工技術の活用 【施工者希望I型(As)のみ記載】		
		ICT工事の取組実績		- 10点
		インフラDX大賞（本省）		
		インフラDX認定		
地域課題の取組	技術者の能力	現場従事技能者の配置		最大3 (-)
		コンクリート構造物品質コンテスト表彰（技能者）の受賞者の配置		
		河川維持管理技術者または河川点検士の活用		
		地すべり防止工事士の活用		
		円滑な施工	地域内工事の実績	-
	配置予定技術者の能力	地域課題の取組（3テーマ：災害協定、BCP、災害活動 各2点） ※技能者等の配置が評価対象外の場合、災害協定、活動は3点		最大6 (最大8点)
		競売入札妨害や建設業法違反等による減点		
		監理（主任）技術者等としての同種工事の経験		
		同種性の高い施工経験		
		同種工事の経験についての工事成績評定点		

()は技能者等の配置を評価しない場合

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	1点
WLB関連認定制度で認定された企業等	0.5点

4. S I 技術向上提案評価の運用について

品確法改正を踏まえた新たな入札契約方式

- ☑ 総合評価落札方式のうち、現行の技術提案評価型(S型)については、競争参加者の技術提案の中から優れた提案を採用し、工事品質の向上につなげることを目的としている
- ☑ しかし、提案技術に要するコストも入札価格に含まれるため、CN、新技術などの、費用を要する発展的な提案がしばらく、仮設や工法の変更を伴う技術提案は認められていないため、品質向上、効率化、安全性、環境等に寄与する技術提案を行うことが難しい

(※R6.25システム部会より)

令和6年6月に成立した改正品確法が改正され、
VFM(Value for Money)の考え方方が記載

(基本理念)

第三条

12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

(発注者等の責務)

第七条 (略)

二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等(新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。)を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。



VFM(Value for Money)の考え方方に基づき、発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事においても、軽微な仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる新たな入札契約方式(技術提案評価型(S I型))を提案

4. SI 技術向上提案評価の運用について

SI型の活用が想定される事例

社会资本整備を取り巻く状況と建設産業の課題

- 建設就労人口の減少による担い手不足
⇒生産性向上が急務
- 担い手確保のため魅力ある建設現場への転換が急務
⇒旧3Kから新4Kへ
- 「2050年カーボンニュートラルの実現」への貢献
⇒インフラ分野における脱炭素化の取組も急務
- インフラ整備に関する社会的要請
(例:既存インフラを供用しながらの整備、LCCの削減等)
⇒インフラ利用者への安全対策等の一層の配慮

現行入札制度の課題

- 企業の技術は日々進歩しているが、官積算に反映されるまでには一定の期間を要する
⇒新技術の実装・普及に資する取組も急務
- 現行のS型制度では、仕様の変更を伴う技術提案は認めておらず、技術提案の内容に要する費用も受注者が負担
⇒競争参加者は費用を伴う発展的な提案がしにくい

これらの課題解決のため

一定の範囲内で適切に費用計上する(※)こと前提とした技術向上提案を求めることにより、
品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上を目指す

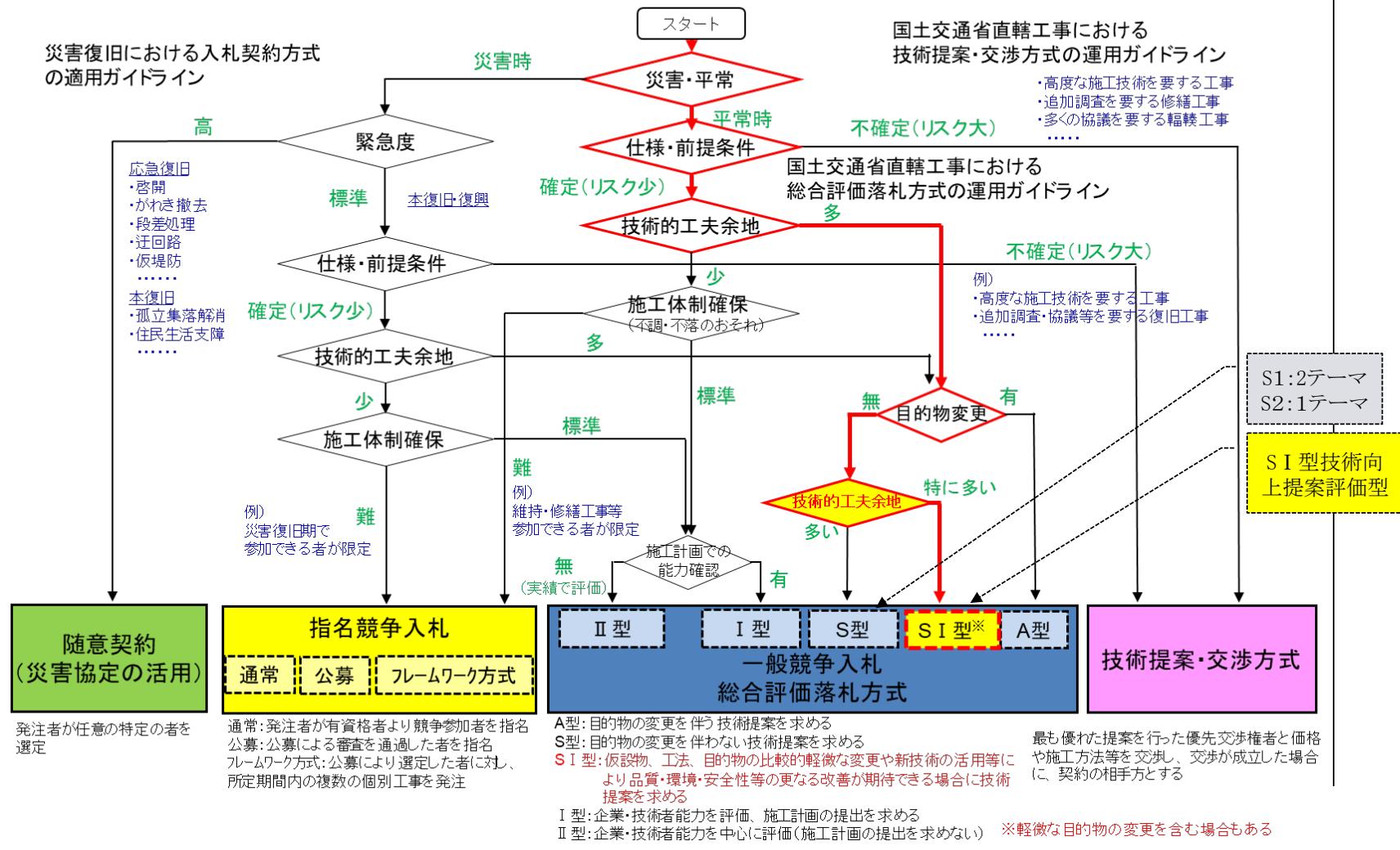
※当面は予定価格の5%の範囲内とする

<具体的な想定事例>

- ①導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法等の採用
 - ・建設現場の省人化・無人化に資する新技術・工法(例:トンネル自動化施工)
 - ・脱炭素に資する機材・工法等
- ②より安全性の高い工法の採用
 - ・施工者のノウハウを生かした交通渋滞・交通事故発生の防止対策、作業員の危険防止対策
- ③点検困難箇所への維持管理性の高い仕様の採用 等

4. SI技術向上提案評価の運用について

【SI型追加】工事の性格、地域の実情に応じた入札契約方式の選定フロー



4. SI 技術向上提案評価の運用について

SI 型の導入背景、制度概要

- 現行の技術提案評価型S型は、技術点差がつきづらくなっていることや、仮設や工法の変更は認められておらず施工者のノウハウを十分に活かす発展的な提案がしづらい等の課題が存在
- 令和6年6月、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、VFM(Value for Money)の考え方記載。その考え方に基づく、新たな入札契約方式が必要。(⇒SI型を試行)

観点	S型（現行）	SI型（試行）	技術提案・交渉方式（ECI方式）
対象工事	発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る工事	発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づいた仮設物、工法、目的物の比較的軽微な変更により、異なる品質向上、安全性向上、環境改善等が期待される工事	発注者が最適な仕様を設定できない工事又は、仕様の前提となる条件の確定が困難な工事
技術提案内容	・施工上の特定の課題等に対する工夫等を求める（従来テーマ）	<p>左記、従来テーマの技術提案（通常技術提案）に加え、以下の「技術向上提案」を求める。</p> <p>・技術向上提案は、発注者が示した仕様に対して目的物の仕様や工法（仮設等を含む）の変更を許容した上で、さらなる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは施工期間や規制期間の短縮等が期待されるテーマ（設定例）</p> <p>・工期延期のリスク回避（施工性の高い工法への変更） ・安全性の向上（交通渋滞・交通事故発生の防止、作業員の危険防止） ・構造物の新設時における、点検困難箇所への維持管理性の高い工法等の採用</p> <p>※従来の技術提案テーマと技術向上提案テーマについてそれぞれ1テーマずつを標準</p>	<p>事業課題を踏まえ、施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を求める※</p> <p>※提案を求めるのは技術協力業務、又は設計業務。工事は優先交渉権者と価格交渉を実施し、合意の後、随意契約</p>
落札者の決定方法	入札価格が発注者が示した仕様に基づき作成した予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で乗じた値（評価値）の最も高い者が落札者となる		技術評価点が最も高い者が優先交渉権者となり、技術協力業務又は設計業務において仕様・価格等を交渉し、交渉が成立した場合に契約を締結する
技術評価点の項目	・標準点 ・施工体制評価点 ・従来テーマの技術提案の点数	・標準点 ・施工体制評価点 ・通常技術提案の点数 ・技術向上提案の点数	・技術提案の点数
予定価格の設定方法	・発注者が示した仕様に基づいて設定	発注者が示した仕様に基づいて設定 技術向上提案部分に要する費用は予定価格に含めない。 公告図書に上限額を明示。上限額は当初予定価格の5%を上限として設定。	予定価格は、技術協力業務（設計業務）において確定した仕様（技術提案含む）に基づき設定
技術提案の履行義務	・履行義務あり	・通常技術提案は履行義務あり ・契約手続き段階で提案された技術向上提案について、発注者が指示を行い、契約変更を実施した場合、履行義務が生じる	・技術協力業務、又は設計業務において、技術提案には履行義務はないが、価格等の交渉を通じて確定した仕様に対する履行義務あり。
発注手続き期間	非WTO：合計1.5か月～2か月程度 WTO：合計2.5か月～3か月程度 【段階選抜無しの場合】	工事内容・テーマ等に応じ左記に記載の通常のS型よりも長く設定する。【段階選抜なし（WTO）の場合】	工事の特性（緊急度、規模、煩雑さ、提案の自由度、前提条件の不確実性の程度等）を踏まえて設定（設定例：3～6ヶ月、4～6ヶ月、5～8ヶ月、6～12ヶ月、12ヶ月以上等）

4. SI 技術向上提案評価の運用について

試行実施要領（抜粋）1／2

■求める技術向上提案の設定

①設定するテーマの数

⇒ 通常技術提案テーマと技術向上提案テーマを1つずつとすることを標準

②テーマに対する技術提案の数、分量等

⇒ 技術提案の数の上限や分量を適切に設定し過度の負担をかけない

③技術向上提案テーマの内容

⇒ 発注者が示した仕様に対して目的物の仕様や工法（仮設等を含む）の変更を許容した上で、さらなる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは施工期間や規制期間の短縮等が期待されるテーマを設定

- 【具体例】
 - 1) 工期延期のリスク回避（施工性の高い工法への変更）
 - 2) 安全性の向上（交通渋滞・交通事故発生の防止、作業員の危険防止）
 - 3) 構造物の新設時における、点検困難箇所への維持管理性の高い工法等の採用

- 【留意点】
 - ・対象範囲を可能な限り明確にし、技術向上提案テーマと通常技術提案テーマを明確に区別

- ✓ 特定の工種・箇所・段階を明示することが望ましい
 - ✓ 効果の高い提案を求めるため、「工場製作、輸送、仮設備、架設作業」のような一連の流れに対して提案を求めることが可能
 - ✓ 「維持管理において想定される課題と工事における対策」等、提案対象の選定理由を評価対象に含むことも可能
 - ✓ 競争参加者が技術向上提案テーマと通常技術提案テーマのどちらで提案するか判断することが困難となるようなテーマは設定しない（提案を求める対象や観点を明確に分離することが望ましい）

- ・コスト縮減を求める提案は技術向上提案テーマとして設定しない
 - ・資材の一部を特定の資材に置き換えることのみの提案は評価しない（自社開発を除く）

■技術向上提案に関する費用の明示

⇒ 発注者が示した仕様と比較して技術向上提案の実施に必要な費用が大きい場合で、発注者が当該提案を採用した場合は、発注者から変更指示し設計変更対象とする（入札では提案の実施費用を予定価格、入札価格の双方に含めない）

費用の上限は、公告時点の予定価格の5%を上限に発注者で適切に設定

発注者が上限金額を公告図書に明示するとともに、競争参加者が当該提案の実施にかかる概算費用を提案書に記載させる（記載金額が上限額を超過する場合は評価しない）

4. S I 技術向上提案評価の運用について

試行実施要領（抜粋）2／2

■技術向上提案の配点及び評価

⇒ 技術向上提案の評価点は、S型の配点において技術提案に配分されている点数の一部として設定
当分の間、技術提案に関する配点の合計に対して技術向上提案の配点割合が $1/2$ から $1/3$ になるように設定
各工事の課題に応じた的確性及び実現性を評価項目とし、それぞれについて三段階程度で定性的に評価

【留意点】

- ・技術向上提案の実施に係る概算費用の多寡は、技術向上提案の評価対象としない
- ・提案書に記載された概算費用の合計が発注者の提示する上限額を超過している場合は評価しない（当該提案について0点扱い）
- ・過剰な品質の向上を謳う技術向上提案については優位に評価しない
- ・資材の一部を特定の資材に置き換えることのみの提案は評価しない（自社開発等を除く）等

■技術向上提案の採用の決定

⇒ 技術向上提案の採用は、各発注者において第三者委員会に諮り、その審議結果を踏まえて各発注者が判断
(S型において各競争参加者の提案を評価するために開催する総合評価委と同じ枠組みの活用等を想定)
技術向上提案の採用の是非は、契約後速やかに発注者から受注者に通知
技術向上提案を採用する場合は、あわせて当該提案内容の実施を受注者に指示し、速やかに変更契約

■技術向上提案に関する契約変更

⇒ 発注者は、指示後速やかに変更契約を行うため、当該技術向上提案に係る見積りを受注者に提出させる
発注者は、当初契約の設計図書に技術向上提案を反映させ、費用を計上する設計変更を行う
入札説明書等においては、「技術向上提案について発注者が採用を決定した場合は発注者指示によって契約変更を行い、当該提案の履行義務を負う」ことを明記
変更契約後の技術向上提案の履行の確保については、S型の技術提案と同様の扱い

5. その他 監理(主任)技術者の交代要件の緩和(報告)

■近畿地整の交代要件の運用

- 監理(主任)技術者を交代できる要件
下記に該当する場合で監督職員と協議の上認められたもの
 - ① 傷病により職務の遂行ができないと判断された場合
 - ② 死亡した場合
 - ③ 退職した場合
 - ④ 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
 - ⑤ 出産、育児、介護のため職務の遂行ができないと判断された場合
 - ⑥ 発注者の責により工期延期となる場合
 - ⑦ 工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連續して従事した場合
- 交代で配置される技術者の要件
 - ・本工事の入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ総合評価で当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置。

■各種建設業団体からの意見

- 代替えが効かないレベルでの技術要件や交代が認められる条件が限定的なため、事実上、途中交代が困難となっており、技術者固定化や女性技術者の現場配属の阻害要因となっている。
- 技術者途中交代の場合、工事進捗に応じて当初技術者との同実績条件を求めるなどの運用を要望

■監理技術者制度運用マニュアル

「監理技術者制度運用マニュアル」改正
・R5.1.1より技術者途中交代の条件が見直し

2. 技術者途中交代の条件の見直し

■合理的な範囲で柔軟な交代を可能に

【二-二 監理技術者等の設置】

- ・働き方改革、建設現場の環境改善等の促進や、建設業への入職促進・定着の観点から、監理技術者等が合理的な範囲で柔軟に交代することを可能とするため、工事請負契約において、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について書面その他の方法により発注者と合意がなされている場合は、監理技術者等の途中交代を可能とする。

* R5.1.1より適用される【「監理技術者制度運用マニュアル」改正の概要】より抜粋

5. その他 監理(主任)技術者の交代要件の緩和(報告)

■交代で配置する技術者要件の緩和

- ・監理技術者等が変更できる条件は従来どおり。
- ・交代で配置する技術者の条件は監理技術者制度運用マニュアルに明示されている公平性の観点から「同等以上の技術力を有する技術者」が基本
- ・一方で、働き方改革等の観点から合理的な範囲で柔軟に交代できるよう以下の条件にあてはまる場合は、要件を緩和。

①対象：全工事

条件：現場で競争参加資格で求める同種工事及び主たる工種が完了している場合

交代で配置する技術者要件：入札説明書の参加資格として求めている同種工事の経験を除く要件をすべて満たす者

②対象：若手・女性チャレンジ、自治体実績評価（若手・女性技術者評価型）で発注した工事

条件：監理技術者等に若手・女性を配置した場合

交代で配置する技術者要件：

- ・原則、総合評価で当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置。
- ・ただし、社内に上記に該当する技術者を配置できないことが証明できる場合は、競争参加資格要件で企業に求める同種工事の実績を有する者を配置することができる。

例) 社内で他に監理技術者等の資格を有している若手・女性がない。

または、社内にはいるが他工事に監理技術者等として従事しているため、交代できる若手・女性がないなど

5. その他 監理(主任)技術者の配置変更(報告)

■近畿地整における監理(主任)技術者の申請時期の変遷

令和4年度まで 申請及び資料の提出期限(申請者複数名。一括審査方式は1名)

- 技術者の拘束待機を軽減するため、一括審査方式においても通常工事と同様に、配置予定技術者の候補者を複数名申請を要望

令和5年度 WTO以上の一括審査方式工事を対象に配置予定技術者を入札時に申請(申請者1名)

- 配置予定技術者を入札時に申請する方式の適用拡大を要望

令和7年度 配置予定技術者を入札時に申請方式を一括審査ではないWTO以上の一般土木工事にまで拡大(申請者1名)

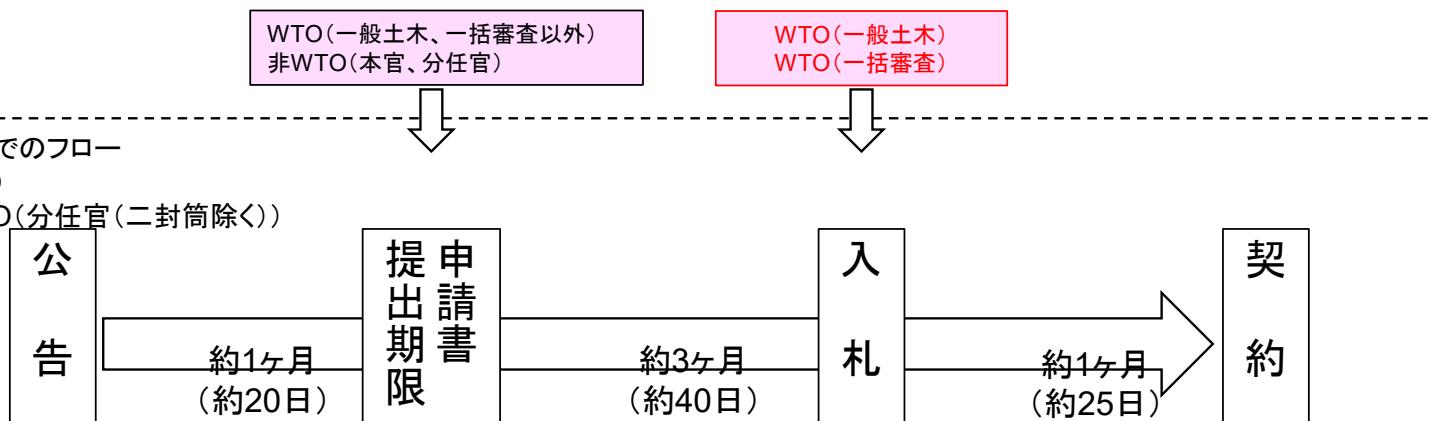
- 替えが利かない1名の技術者が20日以上拘束される状況であり、改善を要望

現運用

工事の公告から契約までのフロー

※目数は上段はWTO

下段の書は非WTO(分任官(二封筒除く))



5. その他 監理(主任)技術者の配置変更(報告)

■近畿地整 港湾空港部の運用(抜粋)

(1) 対象工事

対象: 平成30年4月以降公告工事

原則、全ての工事

(2) 競争参加申請書類

①監理技術者の申請人数

主任(監理)技術者の申請書類は、1名分のみ

②特定建設工事共同企業体(甲型)の競争参加申請書類

競争参加者が特定建設工事共同企業体(甲型)である場合は、代表者以外の構成員の技術者についての書類を求める。なお、契約後に当該技術者の資格の保有が要件を満たすことを証明する書類の提出を求め、資格の有無を確認する。

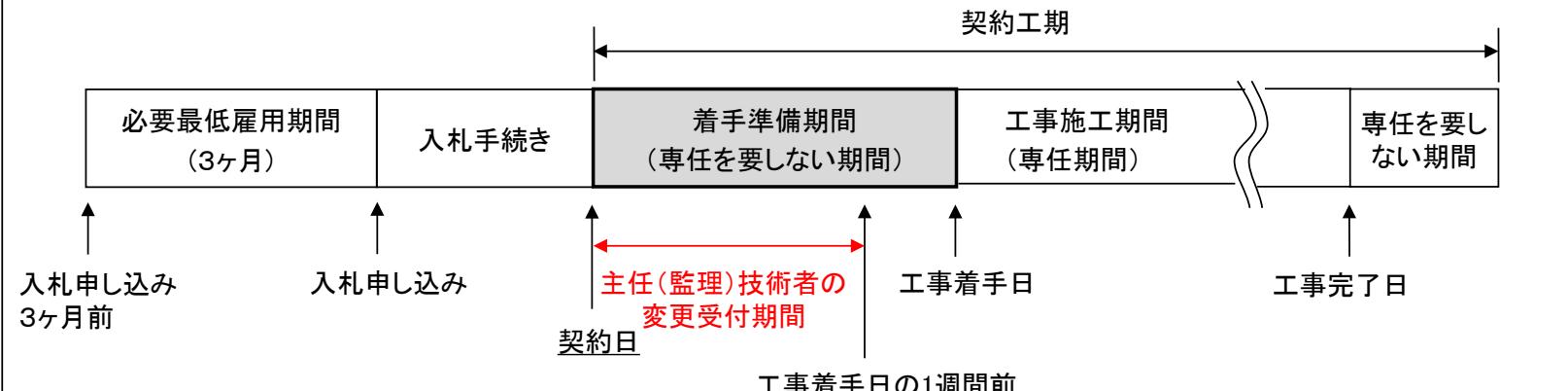
(3) 主任(監理)技術者の変更

①変更申請の受付期間

・契約日から工事着手日の1週間前まで

②変更主任(監理)技術者の条件

・変更前の技術者と同等以上の技術力(評価合計点が同点以上)が確保されること。



5. その他 監理(主任)技術者の配置変更(報告)

■近畿地整(港湾空港部除く)の試行運用

(1) 対象工事(試行)

WTO対象工事

非WTO工事の一部(本官のみ)

※官庁営繕・土木営繕工事は除く

(2) 競争参加申請書類

①監理技術者の申請人数

監理(主任)技術者の申請書類は、1名分のみ

※特定建設工事共同企業体(甲型)の代表者以外の構成員の技術者についても同様

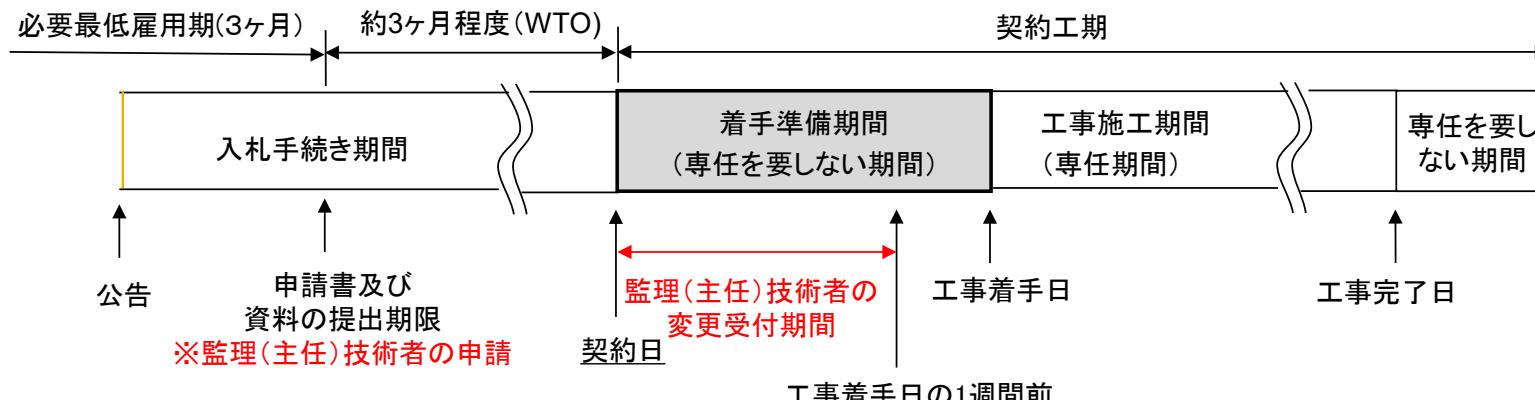
(3) 監理(主任)技術者の変更

①変更申請の受付期間

・契約日から工事着手日の1週間前まで

②変更監理(主任)技術者の条件

・変更前の技術者と同等以上の技術力(評価合計点が同点以上)が確保されること。



5. その他 監理(主任)技術者の配置変更(報告)

■非WTO対象工事における適用について

- ・競争参加要件だけでなく、技術評価の評価点も満足する必要有。
→交代できる同等の技術者が確保できず、契約解除が生じる危険性
→WTOと違い総合評価項目の審査が必要であるため、発注者側の負担増。

※特に分任官工事では中小企業が多く、技術者が限定される中で契約解除が増える懸念があり、また、発注者においても普段は審査業務を行わない発注担当が確認作業を行うこととなるため負担は大きい。
⇒当面は、本官工事(官庁営繕・土木営繕工事は除く)での本格適用を目指す

例)PC上部工事

【WTO(技術提案評価型)】

○同等の技術力

1. 競争参加要件

4.1.5 同種工事の実績	競争参加資格要件 ・平成 22 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記 1) から 3) までの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること。 1) 道路橋（A 活荷重又は T L - 2 0 以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）の工事。 2) 橋梁形式が、床版橋、I 枠橋、T 枠橋、中空床版橋を除く PC 連続橋（P R C 構造含む）の工事。 3) 最大支間長が 2 5 m 以上の工事。 ただし、上記 1) から 3) までは、同一工事の実績であること。
------------------	---

【非WTO(施工能力評価型)】

○同等の技術力

1. 競争参加要件

2.1.5 同種工事の実績

(1) 工事実績

平成 22 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記 1) の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

1) 道路上における PC 橋上部工を施工した実績を有する工事。

2. 技術評価項目(配置技術者の能力)

5.1.2 配置予定技 術者の能力	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	3	最大 15点
	同種性の高い施工経験	3	
	同種工事の経験についての工事成績評定点	5	
	技術者表彰	2	
	継続学習制度（CPD）	2	

■今後の運用

スケジュール

R8(試行)

R9(本格運用)



※技術者変更件数の傾向把握

※試行の課題抽出(審査の負担、契約解除の案件等)

総合評価落札方式における
評価基準の見直し等について(業務)

近畿地方整備局
令和7年12月

総合評価落札方式における評価基準の見直し等（業務）

1. 業務チャレンジ型の評価方法の見直し（試行）
2. 河川技術者資格制度の活用拡大（試行）
3. 品質確保基準価格の見直し

①業務チャレンジ型の評価方法の見直し(試行)

1. 概要

※地域コンサルタントとは本店所在地が当該地域(府県内)に有する企業

地域コンサルタント※の活用の拡大と育成を目的として、平成27年度より、自治体発注の業務実績しかない企業に対して、直轄の業務への新規参入を促すための試行を継続的に実施中

他方、建設関連業団体より、地域コンサルタントの受注機会確保の観点から、本試行の拡大及び評価方法の見直しについて要望を受けている

●今回見直し(案)

- ・指名段階をなくした一般競争入札方式を採用することで、受注機会を拡大
- ・新規参入を促すため、過年度において近畿地方整備局発注業務の受注実績が無い(少ない)企業を優位に評価
- ・地域コンサルタントの受注機会を確保するため、入札段階の評価に企業評価(地域拠点)を追加

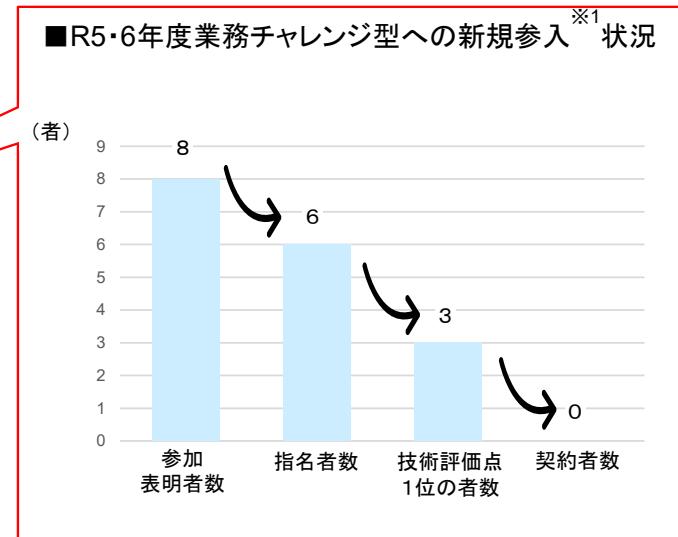
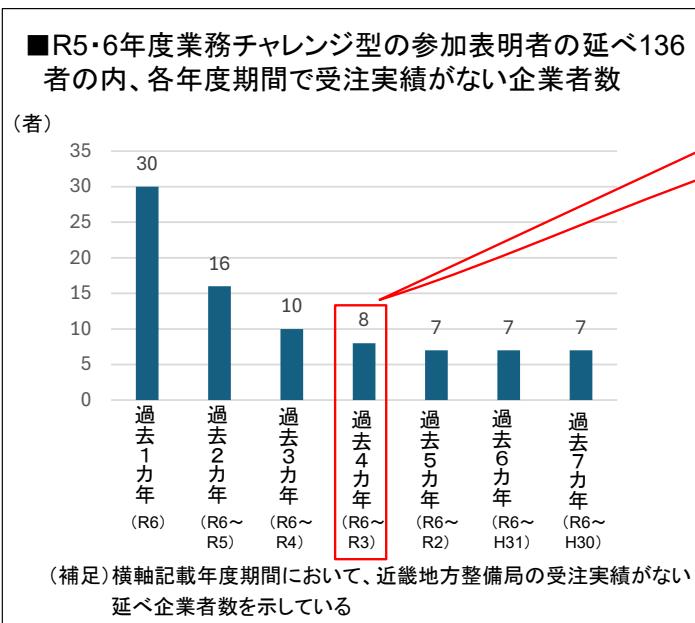
	H27年度より試行	H28年度改定	H29年度改定	H30年度改定(現行)	今回改定案
契約方式	・簡易公募型 ・総合評価落札方式(1:1)	同左	同左	同左	・一般競争入札方式 ・総合評価落札方式(1:1)
参加要件	・全ての業種区分 ・過去4年間に国の実績なし	同左	・当該業種区分 ・過去4年間に国の実績なし	・国の実績の有無にかかわらず参加可	同左
同種・類似業務	・発注機関の成績評定が73点以上	同左	・発注機関の成績評定が○○点以上(各府県で設定)	・成績評定は問わない(国は60点以上)	同左
地域要件	・特に無し	・当該府県に本店	同左	・当該府県に本支店等(指名段階のみ本店優位評価)	・当該府県に本支店等(入札段階で本店優位評価)
対象業務	・土木設計業務 (1000万~2000万を対象)	・土木設計業務 (概ね1000万円以下)	・土木設計業務、測量、地質調査業務 (概ね1000万円以下)	・土木設計業務、測量、地質調査業務 (概ね2000万円以下)	同左
受注実績	・評価しない	同左	同左	同左	・近畿地整での実績が少ない企業を優位に評価
成績・表彰	・評価しない	同左	同左	同左	同左
実施方針	・実施方針	同左	同左	・簡易な実施方針	同左

①業務チャレンジ型の評価方法の見直し(試行)

2. 現状・課題(新規参入)

※地域コンサルタントとは本店所在地が当該地域(府県内)に有する企業

- ・R5・6年度業務チャレンジ型業務への参加表明者において、新規参入の企業(R6~3年度間において近畿地方整備局発注業務の受注実績が無い企業)が少ない
- ・また、数少ない新規参入企業が、非指名やくじ引き等により、契約に至っていない



※1 新規参入とは、過去4年間(R6~3)に近畿地方整備局の受注実績がない企業として整理

3. 見直し案(新規参入)

- ・新規参入を促すため、過年度において近畿地方整備局発注業務の受注実績が無い(少ない)企業を優位に加点評価
- ・指名段階をなくした一般競争入札方式を採用することで、受注機会を拡大

①業務チャレンジ型の評価方法の見直し(試行)

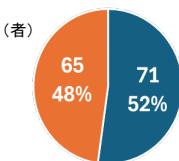
4. 現状・課題(地域コンサルタント)

※地域コンサルタントとは本店所在地が当該地域(府県内)に有する企業

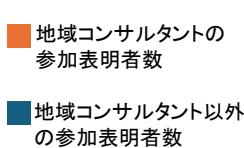
- ・地域コンサルタントの参加表明率及び指名率は、一定程度は確保されている
- ・しかし、技術評価段階で、地域コンサルタントとそれ以外の企業の技術評価点が同点1位となる場合もあり、受注に至らないことがある

■R5・6年度業務チャレンジ型での地域コンサルタントの参入状況(発注件数:17件)

○ 参加表明者数



○ 地域コンサルタントの指名者数



○ 業務毎の地域コンサルタントの参入状況



■地域コンサルタント及びそれ以外のコンサルタントが混合で参加表明した業務(7件)について

○ 技術評価点1位となった参加者別の業務数



5. 見直し案(地域コンサルタント)

- ・地域コンサルタントの受注機会を確保するため、入札段階の評価に企業評価(地域拠点)を追加

①業務チャレンジ型の評価方法の見直し

6. 見直し案

	(現行チャレンジ型) 簡易公募入札方式	(チャレンジ型見直し案) 一般競争入札方式 (総合評価落札方式)
	指名段階	技術評価段階
《企業評価》		
・建設コンサルタント登録	5	-
・同種又は類似業務等の実績	15	-
・地域拠点(当該地域(府県内)の本店の有無)		
※地質調査は、「当該地域(府県内)」を 「近畿地方整備局管内」とすることができるものとする	20	-
・4ヶ年業務の受注実績		
・過去4ヵ年度に近畿地方整備局での実績無し		3
・過去3ヵ年度に近畿地方整備局での実績無し		2
・過去2ヵ年度に近畿地方整備局での実績無し		1
・過去2ヵ年度に近畿地方整備局での実績有り		0
※当該年度に実績がある場合は評価しない		
企業評価 合計	40	-
《技術者評価》		
・技術者資格	5	8
・同種又は類似業務等の実績	25	22
・地域精通度	30	20
技術者評価 合計	60	50
《実施方針》		
簡易な実施方針	-	50
賃上げの実施	-	6
WLB(ワーク・ライフ・バランス)	-	0.5
合計	60	106.5
		106.5

地域コンサル
タントの受注
機会確保

新規参入を
拡大

②河川技術者資格制度の活用拡大(試行)

1. 現状・課題

- 河川管理に従事する人員の不足、経験者の減少など、現場の河川管理の課題を踏まえ、将来にわたって河川の維持管理の技術水準を維持するためには、豊富な経験を有した技術者を確保・育成していく必要がある
- 令和5年度4月より、頻発する災害等の状況を踏まえ、施設の健全な機能維持を長期にわたり確保するため、**河川構造物の詳細設計業務**において変状要因や維持管理の容易性等に関する知見の活用に向け、**河川技術者資格※**を組合せ評価の対象としている



※河川維持管理技術者及び河川点検士

②河川技術者資格制度の活用拡大(試行)

参考:河川技術者資格制度活用の背景

- ・河川管理施設の老朽化や維持管理に関する社会的関心の高まりを背景に、平成25年の河川法一部改正により**河川管理施設等を適切に維持修繕することが義務化**(河川法第15条の2)
- ・河川の維持管理は現場経験に基づいた適切な判断が必要であり、現場では**豊富な経験や熟練の技術力を有する技術者の知見を活用することが必要**
- ・河川管理の豊富な経験を有する技術者の知見及び技術を継承し、管理水準を維持できる持続可能な仕組みを構築することを目的として、**平成27年度に「河川維持管理技術者」及び「河川点検士」を資格制度として創設された**
- ・**国土交通省登録技術者資格**に登録(平成29年度)

・河川維持管理技術者(国土交通省登録資格 212号)

技術者像: 河川の維持管理に求められる応用的技術、経験や、地域の河川に関する知識、経験を有する技術者

ス キ ル: 河川の状態把握と分析、対応案の検討技術、地域の河川の特性や改修・災害等の特性・履歴に関する十分な理解、河川管理上の判断に有益、的確な提案とそれに必要となるコミュニケーションを行う能力

・河川点検士(国土交通省登録資格 214号)

技術者像: 河川の維持管理に関する基本的技術・経験を有する技術者

ス キ ル: 点検要領等のマニュアル類に即して的確に河川の維持管理に必要な点検を実施できる技術

②河川技術者資格制度の活用拡大(試行)

参考:現行の試行内容詳細

・河川構造物の詳細設計業務(簡易公募型総合評価落札方式)

【総合評価(管理技術者・担当技術者)】

→総合評価:配置予定**管理**技術者の評価に河川技術者資格を組合せ評価

配置予定**担当**技術者の評価に河川技術者資格を加算評価

業務区分	入札形式	資格/評価	標準の配点				試行による配点			
			管理技術者		担当技術者		管理技術者		担当技術者	
			要件	評価 (配点)	要件	評価 (配点)	要件	評価 (配点)	要件	評価 (配点)
河川構造物の詳細設計業務	簡易公募型 総合評価落札方式	参加資格	技術士 RCCM 土木学会特別上級 土木学会上級 土木学会1級 工学博士 国交大臣認定者 【国交省登録資格】※	-	-	-	技術士 RCCM 土木学会特別上級 土木学会上級 土木学会1級 工学博士 国交大臣認定者 【国交省登録資格】※	-	-	-
		総合評価	技術士 工学博士	4	-	-	技術士 工学博士 + 【河川維持管理技術者】	3.5	【河川維持管理技術者】 【河川点検士】	0.5
			【国交省登録資格】※	2			技術士 工学博士	2.8		
			RCCM 土木学会特別上級 土木学会上級 土木学会1級 国交大臣認定者	1			【国交省登録資格】※ + 【河川維持管理技術者】	2		
					-	-	【国交省登録資格】※	1.6		
							RCCM 土木学会特別上級 土木学会上級 土木学会1級 国交大臣認定者 + 【河川維持管理技術者】	1		
							RCCM 土木学会特別上級 土木学会上級 土木学会1級 国交大臣認定者	0.8		

(【国交省登録資格】※ の区分は「施設分野:河川・ダム、業務:計画・調査・設計」)

②河川技術者資格制度の活用拡大(試行)

3. 見直し案

・河川技術者資格保有者を積極的に活用し、資格取得のインセンティブを与えるとともに、活用を通じて技術・経験の蓄積を図ることが重要であり、**更なる施設の健全な機能維持の長期確保**のため試行内容の見直しを行う

●今回見直し(案)

・試行対象とする業務及び入札契約方式の拡充を行う

【現状】

対象業務：河川構造物の詳細設計業務

入札方式：総合評価落札方式

評価方法：配置予定管理技術者の評価に河川技術者資格を技術評価点として組合せ評価

配置予定担当技術者の評価に河川技術者資格を技術評価点として加算



【見直し案】

対象業務：河川構造物の詳細・予備・概略設計

河川維持管理効率化に関する業務

入札方式：総合評価落札方式・プロポーザル方式

評価方法：配置予定管理技術者の評価に河川技術者資格を技術評価点として組合せ評価

配置予定担当技術者の評価に河川技術者資格を技術評価点として加算

③品質確保基準価格の見直し

1. 現状・課題

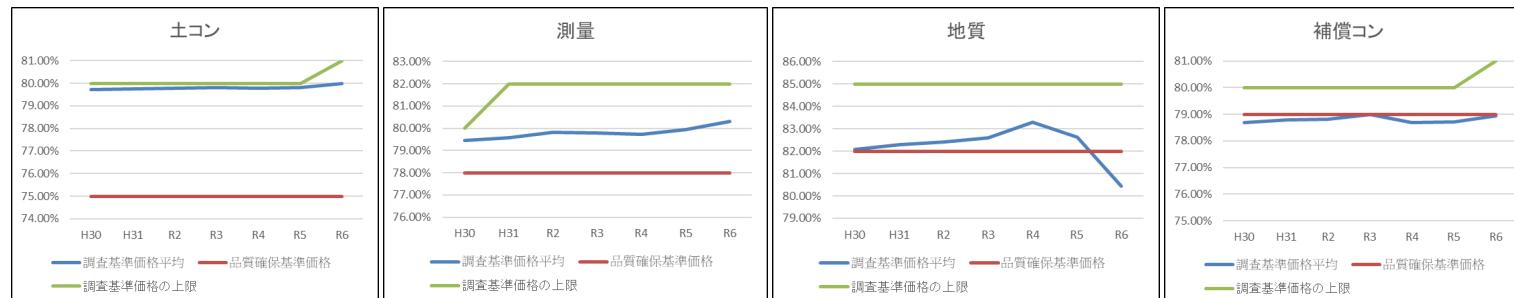
予定価格が500万円を超え1000万円以下の業務においては、調査基準価格の設定がないことから、低価格の入札があった場合の対応ができていなかった

このため、近畿地方整備局では平成24年6月から調査基準価格に相当する「品質確保基準価格」を設定した

しかし、品質確保基準価格は、設定当時の予決令第85条に基づく調査基準価格の平均の割合から設定し、以降、現在まで見直していない

一方、予決令第85条に基づく業務の調査基準価格は、H23年から現在までに4回見直しが実施されており、**品質確保基準価格と、調査基準価格が乖離**している状況

■過年度の予定価格に対する調査基準価格※1と品質確保基準価格の割合の相関について



※1 近畿地方整備局の発注した業務の調査基準価格のみが集計対象

③品質確保基準価格の見直し

参考：品質確保基準価格設定の背景

- ◆総合評価の低入札業務においては業務成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、技術提案の内容が適正に履行されないおそれ

- ◆技術提案の評価項目に「**履行確実性**」を加えた技術評価を実施

※建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について
(平成22年4月27日国土交通省大臣官房技術調査課長通達)

- ◆対象業務：予定価格が1千万円を超える業務【平成22年6月21日より適用】

低価格受注対策の更なる強化



●**予定価格が500万円を超え1000万円以下の業務**においては、調査基準価格の設定がないことから、低価格の入札があった場合の対応ができない

このため、平成24年6月から調査基準価格に相当する基準価格として、**「品質確保基準価格」を設定**する

品質確保基準価格

業種区分	予定価格に対する割合
土木関係建設コンサルタント業務	75%
測量	78%
地質調査業務	82%
補償関係コンサルタント業務	79%

※業種区分は、業務に応じて、ひとつの業種区分の割合により算出

※1,000万円超の業務における平均的な調査基準価格の割合を適用

③品質確保基準価格の見直し

2. 見直し案

●今回見直し(案)

- ・品質確保基準価格の算出方法は、予決令第 85 条に基づく調査基準価格に準じて算出する

(参考) 予算決算及び会計令 第三款 落札者の決定等 (落札者の決定)

第八十五条 各省各庁の長は、会計法第二十九条の六第一項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

品質確保基準価格の算出方法=調査基準価格の算出方法=(①+②+③+④)×1. 10

業種区分	①	②	③	④	上限	下限
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5乗じて得た額	—	予定価格の10分の8. 2	予定価格の10分の6
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額	予定価格の10分の8.1	予定価格の10分の6
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	予定価格の10分の8. 5	予定価格の3分の2
補償関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額	予定価格の10分の8.1	予定価格の10分の6

※表は令和7年12月時点の国土交通省の定める調査基準価格の算出方法